

第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画について

「第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」の計画期間が、令和5年度末をもって終了することに伴い、次期計画を策定する。

1 計画の概要

計画が目指すこと、及び基本理念については、平成31年3月に策定した「第3期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」から継承し、「支え合い・助け合い」の理念のもとで、幅広い住民参加により「地域住民主体のまちづくり」を目指すとともに、高齢、障がい、児童などの分野を問わない地域福祉の推進に関する事項を定める。

(1) 具体的な施策

- ① 気軽に相談できる体制の充実
- ② SOSを出せない人への対応
- ③ 働きづらさを抱えた人への支援
- ④ 地域福祉を協働で進める取り組みの推進
- ⑤ 地域で活躍する人づくりの推進
- ⑥ 福祉への関心・理解の推進
- ⑦ 様々な参加の場の推進
- ⑧ 地域活動活性化のための財源の確保
- ⑨ 権利擁護支援体制の充実

(2) 計画の期間 令和6年度から令和10年度まで

(3) 根拠法令 社会福祉法

2 計画策定までの経過と今後の予定

令和4年11月16日	令和4年度第2回伊勢市地域福祉計画推進委員会開催
令和5年7月10日	令和5年度第1回伊勢市地域福祉計画推進委員会開催
9月29日	令和5年度第2回伊勢市地域福祉計画推進委員会開催
10月27日	令和5年度第3回伊勢市地域福祉計画推進委員会開催
12月1日	パブリックコメントの実施（～令和6年1月4日）
令和6年1月12日	令和5年度第4回伊勢市地域福祉計画推進委員会にて協議
2月	教育民生委員協議会へ計画の最終案を報告

3 パブリックコメントの実施（予定）

(1) 実施期間 令和5年12月1日から令和6年1月4日まで

(2) 縦覧場所

福祉総合支援センター、総務課、市役所本庁舎本館1階市民ホール、各総合支所生活福祉課、各支所、伊勢図書館、小俣図書館、生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター、ハートプラザみその、福祉健康センター

教育民生委員協議会資料4-2

令和5年11月21日

担当：健康福祉部福祉総合支援センター

(案)

第4期

伊勢市地域福祉計画・ 伊勢市地域福祉活動計画

(令和6年度 ～ 令和10年度)

令和6年 月



社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	5
5. 計画の進行管理	6
6. 圏域の考え方	7
第2章 地域を取り巻く状況と今後の課題	8
1. 関係法令の動向	8
2. 伊勢市を取り巻く状況	10
3. 第3期計画の評価	13
4. 市民アンケート結果から見えてきた課題	17
第3章 計画の基本理念と基本目標	19
1. 計画がめざすこと	19
2. 基本理念	19

3. 基本目標	19
4. 体系と推進目標	21

第4章 計画の推進に向けた具体的な取り組み	23
-----------------------	----

資料編

◎伊勢市地域福祉計画推進委員会名簿、庁内検討部会名簿	38
◎会議開催状況	39
◎伊勢市附属機関条例	40
◎伊勢市地域福祉計画推進委員会規則	42
◎第3次伊勢市総合計画（中期基本計画）分野別計画（抜粋）	43
◎伊勢市を取り巻く状況	44
◎市民アンケートの結果	55
◎事業所アンケートまとめ	68
◎用語の解説	71

【第1章】 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

人口減少、少子化、高齢化、価値観や生活様式の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になる中、ひきこもり、生活困窮など社会から孤立し、SOSの声を上げられない社会的孤立や、「制度の狭間」に陥っているケースなど、人々が抱える課題は複雑化・複合化しています。認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人や、虐待により自分らしい生活を送る権利が侵害されている人もいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との接触が制限され、地域住民による地域福祉活動やボランティア活動は休止や延期などの活動自粛を余儀なくされました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、社会的孤立の問題は一層深刻さを増しています。

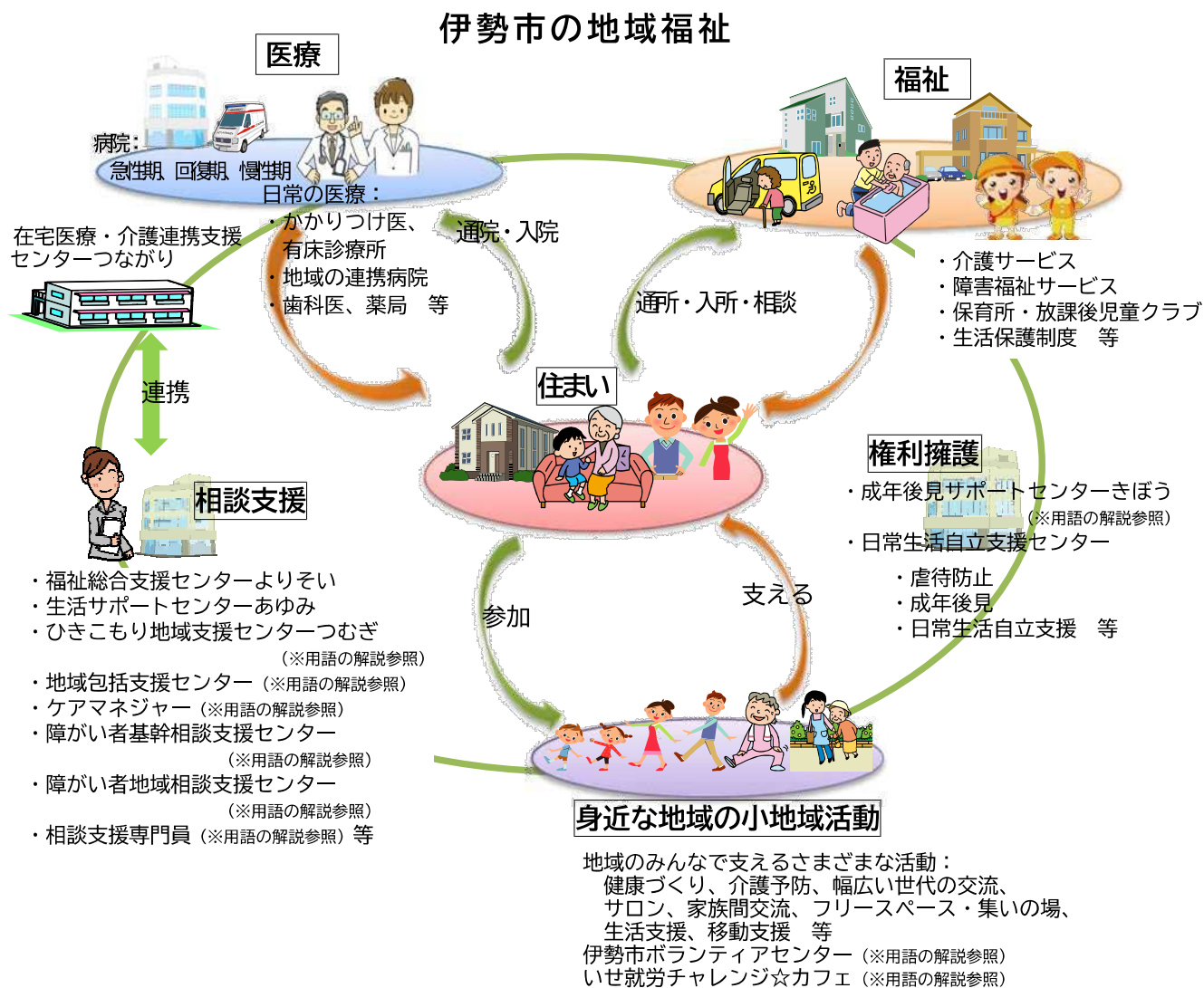
国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すとしています。令和3年4月には、地域共生社会の実現に向け、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。また、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向けたSDGs実施指針を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取組を推進することが期待されています。

伊勢市においても、令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、福祉に関する様々な課題を受け止め、寄り添い、継続的に関わる相談支援体制の充実を図ってきました。また、令和4年度には、孤独・孤立対策として、働きづらさを抱えた人たちへの支援に向けて、「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を立ち上げ、福祉分野のみならず、雇用、産業、教育等の幅広い分野の関係機関と連携、協働し、取り組みを推進しているところです。

私たちは、一人ひとりが地域の課題を共有し、解決方法をともに考え、解決に向けて取り組んでいけるよう、人と人との強い絆で支え合い、心豊かにこのまちで暮らしていく伊勢市をめざし、「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」を策定します。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、住民や官民の関係者、地域を支えるさまざまな担い手がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。



3. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画で、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を定める計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するもので、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

伊勢市と伊勢市社会福祉協議会は、地域福祉の理念としくみを示す「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、本市における地域福祉の基本理念と基本目標を共有しつつ、市民すべてが幸福に暮らせるよう、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助け合える関係づくりや、お互いを支え合う地域福祉の推進をめざします。

社会福祉法第 107 条

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

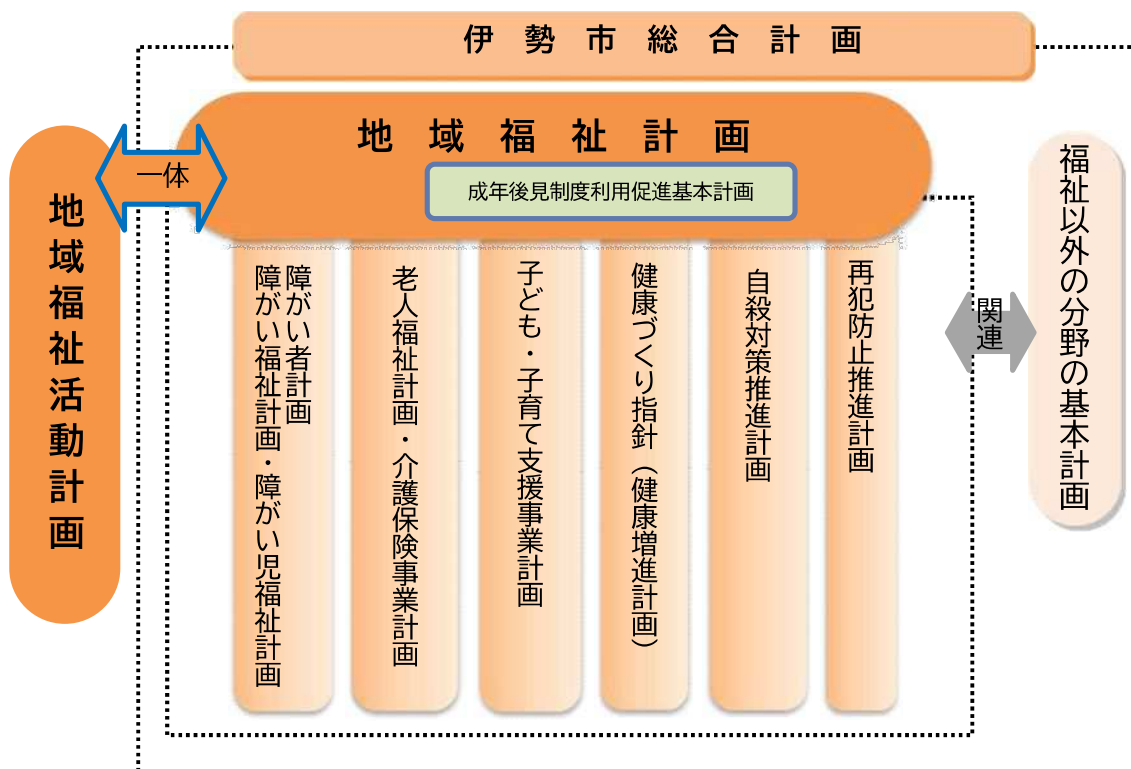
(2) 関連する計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

伊勢市は、平成30年7月に『第3次伊勢市総合計画』を策定し、まちの将来像を「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」としました。まちの将来像の実現に向け、令和4年7月に策定した中期基本計画では、政策分野を8つに分け、福祉分野については、「第4章 医療・健康・福祉」の中で、目指す姿を「誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」とし、「医療・健康」、「地域福祉」、「障がい福祉」、「子育て支援」、「高齢者支援」といった福祉の各分野のめざす方向を定めています。とりわけ「第2節 地域福祉」では、「地域共生社会の実現」を推進方針に設定しています。また、各政策を横断する重点的な課題として「人口減少・少子化への対応」、「超高齢社会への対応」、「新しい地域のつながりづくり」など7つの「分野横断課題」を設けています。

本計画は、『第3次伊勢市総合計画』に基づき、地域における高齢者の福祉、障がいの者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、福祉の分野別計画の「上位計画」と位置づけます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく『伊勢市成年後見制度利用促進基本計画』を包含します。

さらに、福祉以外の様々な分野との連携を図り、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い住民参加を基本とする視点を持った計画としています。



(3) SDGsとの関係

本計画で定める基本方針や施策を推進することにより、SDGsで定めているゴールの達成に貢献することを目指します。

○本計画と関連の強いゴール



4. 計画の期間

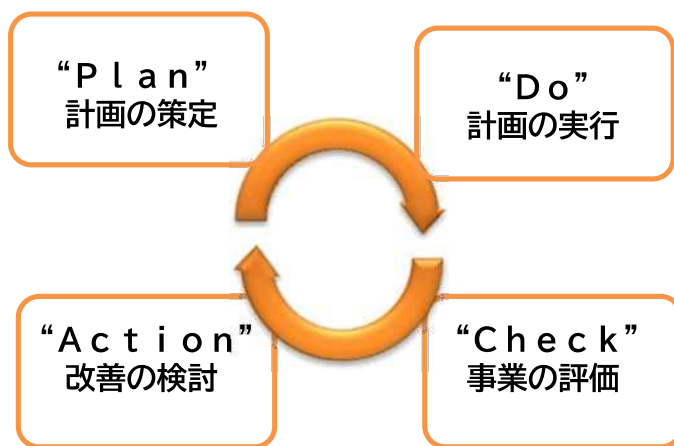
本計画の計画期間は、令和6年度から10年度の5か年とします。なお、今後の社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
総合計画基本構想	H30 ~ R11											
// 基本計画	前期 (H30~H33)			中期 (R4~R7)				後期 (R8~R11)				
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 成年後見制度利用促進 基本計画		R1~R5 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 第1期成年後見制度利用促進基本計画				R6~R10 第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画						
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	H30~R2		R3~R5			R6~R8			R9~R11			
障がい者計画	H27~R2		R3~R8					R9~R14				
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	H30~R2		R3~R5			R6~R8			R9~R11			
子ども・子育て 支援事業計画	H27~R1	R2~R6				R7~R11						
健康づくり指針 (健康増進計画)	H28~R7								R8~R17			
自殺対策推進計画	R1~R5				R6~R10							
再犯防止推進計画					R3~R7				R8~R12			

5. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画の内容が住民の生活にどう浸透したか、計画が実態に即しているか、新たな課題が発生していないかなど、伊勢市地域福祉計画推進委員会を定期的で開催し、計画期間中（5年間）の進捗を確認します。

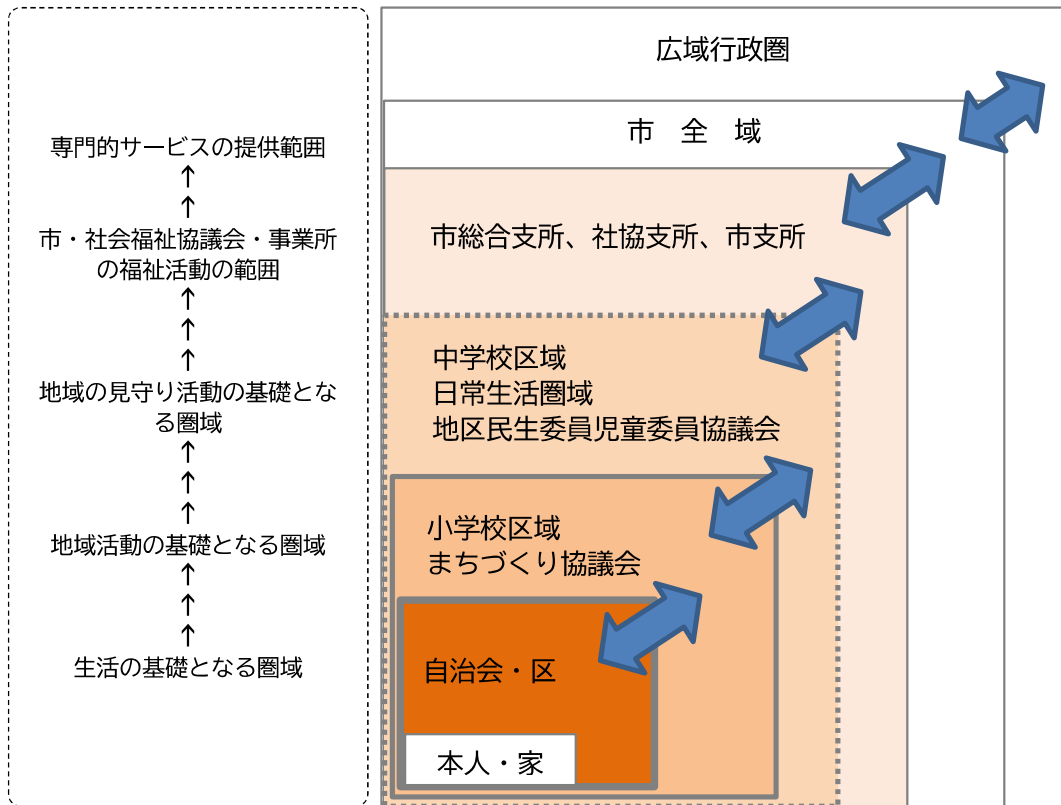
また、推進目標や重点指標を達成するうえで、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用しながら検証します。



6. 圏域の考え方

現在、伊勢市では民生委員・児童委員の活動地区のほか、高齢者分野について、中学校区（平成29年3月末現在）を単位とする日常生活圏域(12圏域)を設定しています。地域福祉を推進していくために、地域生活課題の内容や地域の実情に応じて重層的に圏域を設定するとともに、圏域にとらわれない連携体制の強化に努めます。

《圏域のイメージ》



【第2章】 地域を取り巻く状況と今後の課題

1. 関係法令の動向

(1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設）

令和2年6月に可決・成立した改正社会福祉法（一部を除き令和3年4月施行）で、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定し、地域共生社会の理念が盛り込まれました。

また、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

(2) 孤独・孤立対策

令和5年5月に孤独・孤立対策推進法が成立し、令和6年4月に施行されます。法では、基本理念として以下の3点が定められました。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

(3) 権利擁護支援の推進（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

国の成年後見制度利用促進基本計画（第一期計画）は、平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定されたもので、第二期計画が令和4年3月に閣議決定されました。

第二期計画の基本的な考え方として、地域共生社会を実現するために、本人を中心とした「権利擁護支援」を成年後見制度を含めた総合的な支援策として推進していくことが明示されました。また「意思決定支援の浸透」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の強化・推進などが盛り込まれています。

(4) こども家庭福祉の充実

令和3年12月、政府はこども家庭庁の創設に向けたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針を閣議決定し、令和4年6月にこども家庭庁設置法、こども基本法が成立しました（令和5年4月施行）。それにより、こどもに関する総合調整権限がこども家庭庁に一元化されました。

また、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、支援を必要とする妊産婦や子育て家庭への支援を強化することで、虐待や親子分離の防止に資することが期待されています。

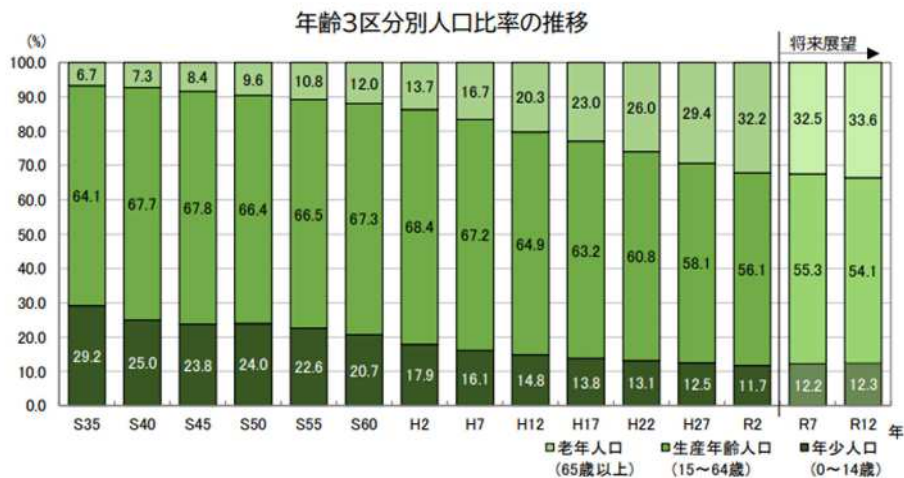
2. 伊勢市を取り巻く状況

(1) 人口・世帯

伊勢市の人口は、昭和60年の138,672人をピークに減少に転じ、令和2年には122,765人となっています。その一方、世帯数は増加を続け、一世帯当たりの人員が減少し核家族化の進行や単身世帯の増加が伺えます。

年少人口（0歳から14歳まで）比率については昭和50年以降、生産年齢人口（15歳から64歳）比率については平成2年のピーク以降低下が続いており、その一方で、老年人口（65歳以上）比率は高まっています。令和2年の年齢3区分別人口は、年少人口14,205人（11.7）、生産年齢人口68,102人（56.1）、老年人口39,098人（32.2）となっており、市の3人に1人が高齢者となっています。

○年齢3区分別人口比率



※年齢区分別人口には年齢不詳が含まれないため、合計は100%とならない場合がある。
資料:国勢調査、伊勢市人口ビジョン

(2) 要支援者の実態

○障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数は概ね減少傾向に、療育手帳の所持者数は若干、増加傾向にある中で、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、おおむね毎年10%近くの増加傾向にあります。

相談窓口の充実など、精神障がいのある人を含めた支援方法が整備されるにつれ、これまで福祉の支援を受けてこなかった人たちが、福祉サービスを利用するために手帳を取得したことが想定されます。

各障害者手帳所持者（単位：人）

（基準日：年度末）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳(者)	5,031	5,032	4,988	4,925	4,845
身体障害者手帳(児)	101	112	94	90	93
療育手帳(者)	745	764	768	796	811
療育手帳(児)	206	208	204	194	195
精神障害者保健福祉手帳	911	996	951	1,047	1,140
計	13,077	13,228	13,059	13,057	13,028

(3) 生活困窮の状況

新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した経済活動に伴い、日常生活に経済的な困難を抱える人の相談が増大し、小中学校の就学費用の補助を受給する件数も高止まりしたままです。児童・生徒数を示す年少人口が減少している中で就学援助制度を利用する人数が多いことは、相対的に支援を求める比率が高くなっていることがうかがわれます。

相談件数等の推移

（基準日：年度末）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活困窮者自立支援制度相談件数	207	212	624	304	360
生活保護相談件数	317	371	415	362	480
相談件数（合計）	524	583	1,039	666	840
就学援助制度支給人数	1,317	1,300	1,371	1,530	1,586

(4) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者は、令和2年以降、年々増加しています。後見の利用が最も多く、令和4年度では全体の75%を占めています。後見・保佐は増加傾向にあり、補助・任意後見は横ばいの状態です。

成年後見制度利用者数

(基準日：7月1日)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	165	173	167	183	182
保佐	21	22	25	30	41
補助	15	13	13	14	17
任意後見	1	0	0	1	1
合計	202	208	205	228	241

資料：津家庭裁判所

(5) 社会参加の状況

地域福祉の実践者として一翼を担う民生委員・児童委員は市の定数に対し、充足率が年々減少し、担い手不足が表面化しています。

老人クラブ、ボランティア団体等として活動する人数も減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による地域活動の低下は、現在も継続している状況です。

ボランティア活動者数及びボランティアセンター登録者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体登録者数	3,377	3,728	3,526	3,568	3,173
個人登録者数	111	74	44	41	32
活動者数	3,488	3,802	3,570	3,609	3,205

3. 第3期計画の評価

第3期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進にあたっては、毎年度、事業の進捗状況、評価、課題について伊勢市地域福祉計画推進委員会に報告し、進捗管理を行ってきました。

誰もが役割を持ち、身近な地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんなが活躍できる「地域共生社会の実現」をめざし、

“みんなの絆と地域ので育む心豊かなまち”

～つながる「こころ」とつながる「ところ」 みんなでつむぐ伊勢のまち～

を基本理念に置き、さらに

- ◆ みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり
- ◆ みんなが参加できる共生の場づくり
- ◆ 地域でつながるひとづくり

を基本目標として、地域福祉を推進してきました。

以下で、上記3つの基本目標ごとに第3期の成果と課題を述べていきます。

基本目標1 みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

～重層的なセーフティネットを構築し、
必要な時に必要な支援が届けられる環境を整える～

「しくみづくり」については、福祉に関する情報の提供として、各分野におけるガイドブック、手引き等を当事者へ直接配布する周知に加え、必要としながらもまだ支援を受けられていない人に向けても、様々な相談機関をリスト化して広く周知し、また、既存の周知方法に拘らず、コンビニエンスストアのトイレ内や商業施設の店内掲示など、人の目に触れる新たな機会の確保に努めてまいりました。

また、これらの各種相談窓口の周知に合わせ、支援を必要とする人が、いつでも、どこからでも、どのような手段でも相談できるようSNSを活用した相談窓口を設置し、一方では、通常の窓口への相談を待つのみではなく、既に地域に存在する福祉以外の各種窓口の協力を得て、気軽に相談できる出張相談窓口を設けてきました。

さらに、それでも相談をすることが難しい声なき声を受け止めることを目的に、支援が必要と思われる人について、民生委員・児童委員、福祉事業所、小中学校教員への聞き取りを通じて情報を収集し、地域における潜在的なSOSのキャッチに取り組んできました。

そして、これらにより把握したさまざまな困りごとを解決するしくみの一つとして、複雑・複合化した支援ニーズに対しても、多機関が協働して解決に向かうことを目的に重層的支援体制整備事業を実施し、その中核を担う機関として、「福祉総合支援センターよりそい」を開設しました。

また、判断能力に不安や心配がある人でも、安心して住み慣れた地域で尊厳をもって生活ができるよう、成年後見制度に係る各種機能を備えた中核機関「伊勢市成年後見サポートセンターきぼう」を設置し、中核機関に求められている4機能（①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能）の推進に取り組んできました。権利擁護の支援を必要としている人を制度の利用を含めた適切な支援につなぐため、引き続き、支援団体や関係機関との連携ネットワークの強化が必要です。

ひきこもり支援については、これまで各種機関が連携を取りつつ対応していましたが、相談窓口を明確にし、より支援を強化するための「伊勢市ひきこもり地域支援センターつむぎ」を開設しました。

ただし、これらの様々な相談・支援機関を設置し、その周知に努めてきたものの、その「しくみ」が支援を必要とする人に結びついていない状況が見られることから、今後は、この「しくみ」を活かしてより実際の支援につなげていく必要があります。

基本目標2 みんなが参加できる共生の場づくり

～すべてのひとが地域の構成員として社会に参加できるよう、
地域全体で居場所、支え合う体制をつくる～

「場づくり」については、年代や性別、心身の状況など属性によらず誰もが集える居場所づくりを進める一方で、同じ悩みを抱えた人やまたその家族など属性が同じ人が集える居場所づくりにも取り組んできました。また、地域で活動する団体や、志が同じ人が自身の所有する家や地域の空き家、公民館、廃校となった校舎など公共施設を活用した新たな集いの場を設けるなど、既存のさまざま「場」を活かした居場所づくりも広がってきました。

また、そのような集いの場を通して、地域で生活を続ける上で生じている困りごとを解決するため、地域住民自らが支援者となって、同じ地域において支援を必要としている人の生活を支え、困ったときに助け合える支え合いの体制づくりも進みつつあるところです。

企業など法人に対しては、地域貢献活動について考えるきっかけづくりとして、出前講座や体験活動を実施し、また、一方で既に地域貢献活動に取り組んでいる法人においては、その専門性を活かした職場体験実習が実施されました。

今後も、誰もが自分の思いのままに居心地よくいられる「場」を増やし、人とのつながりを広げていく必要があります。また、そのつながりを活かした地域の助け合いも広げていく必要があります。その際、地域で活動する法人においては、自らの特徴を活かして地域の活動を支援していくことが求められています。

基本目標3 地域でつながるひとづくり

～支え手、受け手を固定することなく、
積極的に地域づくりにかかわれるひと、つながる機能を確保する～

「ひとづくり」については、小中学校生及び高校生、大学生などを対象とした年齢に応じた福祉体験、ボランティア体験学習を夏休みの長期休暇など児童、生徒の受講可能な時期に合わせて実施しました。

地域においても、年代を問わず地域福祉に対する関心・理解を高める研修として高齢者疑似体験を行うなど福祉教育を推進してきました。

また、地域貢献活動に取り組む法人を講師として、地域を支える担い手、サポーター向けの講座を開催、人材を発掘してきました。

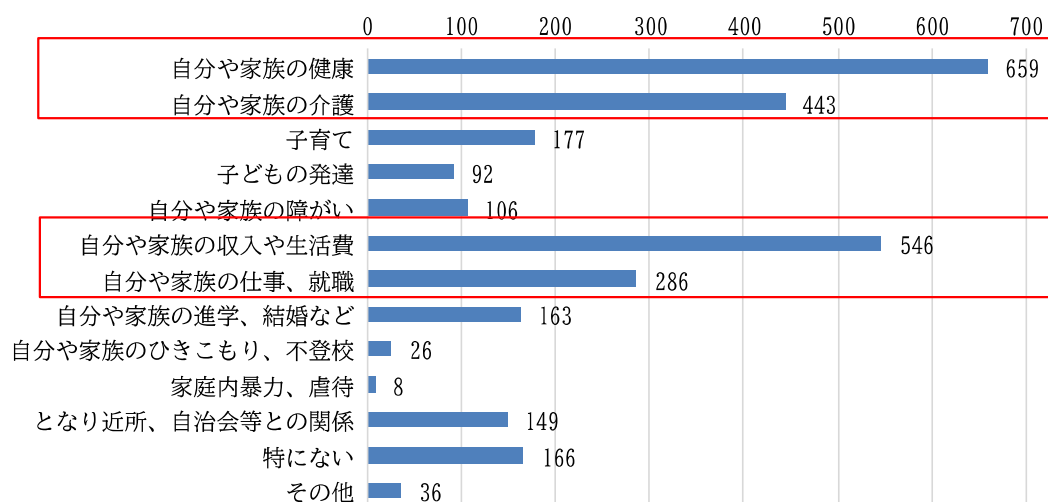
社会福祉法人には社会福祉法において「地域における公益的な取組」が求められており、現状の聞き取りから始め、意見交換を行い、先進事例を共有することで、今後の取り組みに対する意識の向上を図ったところです。

今後も世代に合わせて、福祉の心を育む基礎となる福祉教育、講座を実施し、身近な地域で活躍できる「ひと」をつくり、活動に結びつけていく必要があります。

4. 市民アンケート結果から見えてきた課題

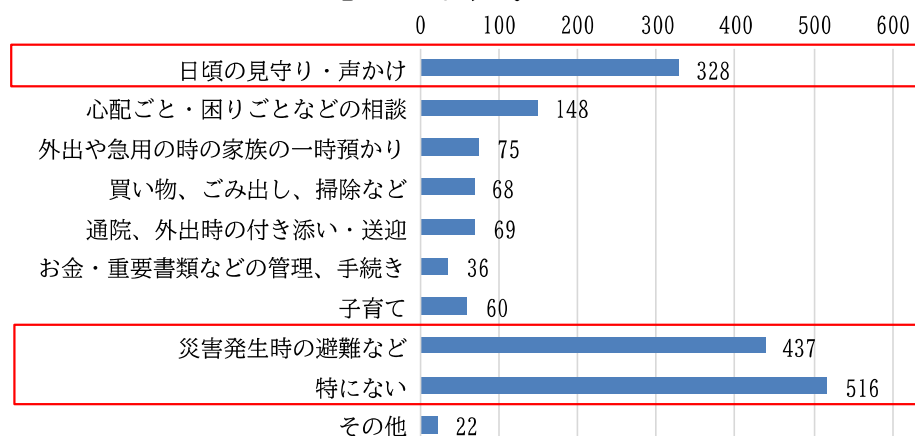
令和5年1月から2月にかけて実施した無作為抽出による市民アンケート結果によると、現在の生活において、9割以上の人が何らかの悩みや不安を抱いており、特に自分自身や家族の健康・介護、それらにも起因する生活費や仕事、就職への不安が大きくなっている傾向が見られます。

問6：あなたは、暮らしの中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。
(あてはまるものすべてに○)



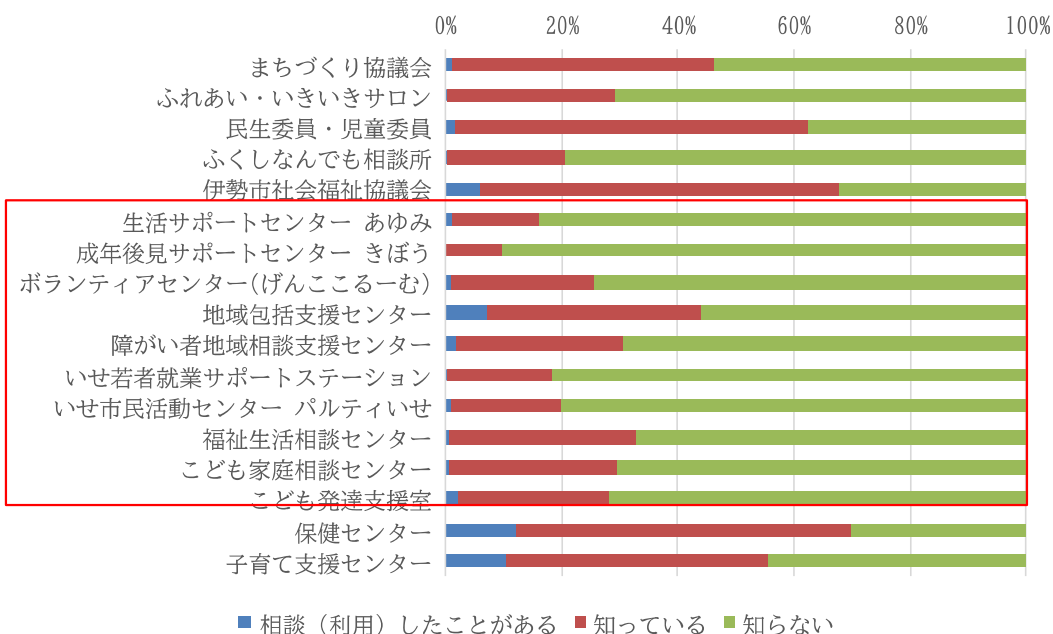
ただし、そのような悩みがある中でも、地域の人に手伝ってほしい内容では、「特にない」「災害発生時の避難など」「日頃の見守り・声かけ」が上位を占めました。これらより、支えやつながりを求めている人が多いこと、求めても緊急時や軽微な関わりのみであることが分かります。

問9：あなたの暮らしの中で、どのようなことを地域の人に手伝ってほしいと感じていますか。



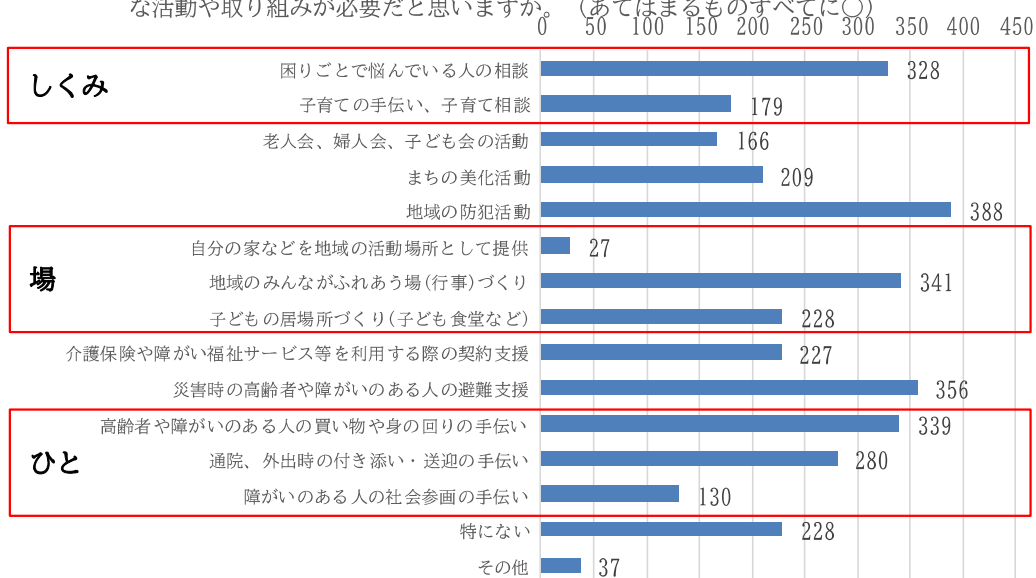
また、相談機関については、民生委員・児童委員など一部を除き認知度は高くなく、相談が必要となった時に、適切に窓口につながるができない可能性があります。

問8：以下の団体や機関、つどえる場所を知っていますか



一方、今後、地域の困りごとの解決には、悩みを聞く「しくみ」や、人とのふれあいの「場」、それらに関わって活動できる「ひと」の必要性も指摘されており、第3期地域福祉計画において定めた基本目標をさらに推し進めて行くことが求められています。

問13: ご近所やお住まいの地域の困りごとを解決していくため、あなたはどのような活動や取り組みが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



【第3章】 計画の基本理念と基本目標

1. 計画がめざすこと

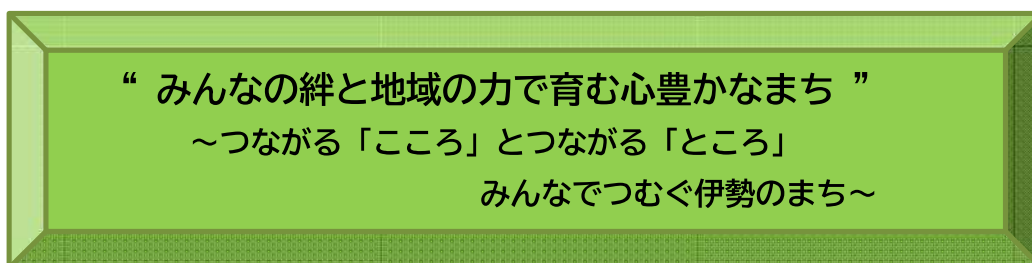
『地域共生社会の実現』

少子高齢化、人口減少社会において、誰もが安心して心豊かに住みなれた地域で暮らしていくためには、生活の基盤としての地域社会が元気であること、持続可能であることが不可欠です。

本計画では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、身近な地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんが活躍できる「地域共生社会」の実現をめざします。

2. 基本理念

伊勢市総合計画（第3次）中期基本計画において、福祉分野がめざす「誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」の実現及び本計画が目指す「地域共生社会の実現」に向け、本計画では、これまでの基本理念を継承し、次のとおりとします。



3. 基本目標

第3期計画では、住民一人ひとりが主体的に地域のことや地域で起きている課題を「我が事」として捉え、地域全体で「丸ごと」受け止め、解決のために挑戦することで、地域の中の人と人とのつながりと総合的な相談支援体制の充実を図ることとし、取り組みを進めてきました。

少子高齢化、人口減少の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域における課題が顕在化し、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応も、より一層必要とされています。

第4期の計画では、これまでの取組をさらに充実・発展させるとともに、新たな課題にも対応するため、地域の中で支え合うことのできる「しくみ」「場」「ひと」づくりを継続し、「ひとと場がつながるしくみづくり」「誰かとつながる場づくり」「地域で活動するひとづくり」に取り組みます。

基本目標 1

ひとと場がつながるしくみづくり

基本目標 2

誰かとつながる場づくり

基本目標 3

地域で活動するひとづくり

4. 体系と推進目標

市と社会福祉協議会では、3つの基本目標の達成に向けて、推進目標と取り組みを設定し

ました。

基本目標1：ひとと場がつながるしくみづくり

基本目標2：

誰かとつながる場づくり

基本目標3：地域で活動するひとづくり

基本目標			推進目標	具体的な取り組み
しくみ	場	ひと		
◎	○		1 気軽に相談できる体制の充実	①気軽に相談できる機関の周知・啓発を図ります ②気軽に相談できる体制の充実を図ります
◎	○		2 SOSを出せない人への対応	①困っている人のSOSをキャッチする取り組みを推進します ②ひきこもり、ヤングケアラーなど制度の狭間にいる人の支援体制を推進します
◎	○		3 働きづらさを抱えた人への支援	①働きづらさを抱えた人を支援するための体制づくりを推進します ②一人ひとりに合わせたオーダーメイドの就労支援の充実を図ります
◎		○	4 地域福祉を協働で進める取り組みの推進	①企業等に地域貢献への理解と協力を働きかけ、地域貢献活動の推進を図ります ②地域の社会福祉法人との連携を強化します ③身近な地域で地域課題について検討する取り組みを推進します ④災害時に地域の支え合いにより安心して避難できる支援体制づくりをめざします
	○	◎	5 地域で活躍する人づくりの推進	①さまざまな分野で地域活動できる人の発掘と養成を進めるために、研修や養成講座の充実を図ります ②さまざまな人が活躍・活動できるようマッチングを強化します ③民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備を図ります
		◎	6 福祉への関心・理解の推進	①地域の中の支え合い・助け合い・関わり合う意識づくりを高めます ②教育委員会や学校と連携して、福祉教育の充実を図ります
○	◎		7 様々な参加の場の推進	①身近な地域の交流の場の推進と充実を図ります ②支援を必要とする人が気軽に立ち寄れる居場所の充実を図ります ③さまざまな分野、世代が交流できる共生の場づくりを支援します ④身近な地域の社会資源がわかりやすく伝わるよう「見える化」を図ります
◎			8 地域活動活性化のための財源の確保	①地域福祉推進のための財源確保のしくみを検討します ②寄付や共同募金等の活用を推進します
◎		○	9 権利擁護支援体制の充実	「成年後見制度利用促進基本計画」 ①多様な関係者や市民への共通理解を促進します ②多様な主体の参画・活躍を推進します ③地域連携ネットワークの機能強化のためのしくみづくりを推進します ④判断能力に不安のある人の意思決定を支援します ⑤高齢者、障がい者、こどもの虐待防止を推進します

【第4章】 計画の推進に向けた具体的な取り組み

しくみ

場

推進目標

1 気軽に相談できる体制の充実

気軽に相談できる体制を推進することにより、問題が深刻化する前に対応できるようにします。職員が地域に出向くことで問題の早期把握・早期対応につなげます。また、困りごとを抱えたとき、すぐに必要な情報を収集できるよう、身近な地域の福祉情報を地域住民に届ける取り組みを充実します。

具体的な取り組み

- ① 気軽に相談できる機関の周知・啓発を図ります
 - 身近な地域で気軽に相談できる窓口の周知・啓発に取り組みます。
 - 困りごとの相談先をまとめた「つながりサポートリスト（※資料編参照）」を充実させ、必要な人に、必要な時に、必要な福祉情報が伝わるよう取り組みます。
- ② 気軽に相談できる体制の充実を図ります
 - 地域の施設・イベント等に出向く「アウトリーチ型相談」を開催します。
 - 多様な相談機関が実施する「アウトリーチ型相談」を支援します。
 - 地域の相談機関において、分野、属性を問わない相談を受け止め、必要な機関につなぐ包括的な相談支援体制の充実を図ります。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
「アウトリーチ型相談」の開催	14か所で実施している	23か所で実施している	市社協
相談機関の周知	市民アンケート「暮らしの中で困りごとがあったときに相談できる行政等が設置する窓口等を知っている市民の割合」76.2%	市民アンケート「暮らしの中で困りごとがあったときに相談できる行政等が設置する窓口等を知っている市民の割合」が90%に達している	市社協

困っていることを相談できない人の声をキャッチし、早期に対応する体制を整えるとともに、継続的に支援できるよう取り組みます。

具体的な取り組み

- ① 困っている人のSOSをキャッチする取り組みを推進します
 - 地域住民組織や関係機関と協働し、SOSを出せない人の実態把握を実施します。
 - 地域の集いの場等に出向き、生活課題についての情報収集を行います。
- ② ひきこもり、ヤングケアラー（※用語の解説参照）など制度の狭間にいる人の支援体制を推進します
 - ひきこもり地域支援センターや、庁内（教育部局・福祉部局等）の連携体制を強化し、情報収集と共有を図りながら、重層的に支援できる体制の充実を図ります。
 - 生活困窮者自立支援制度（※用語の解説参照）等を通じ、居住に課題を抱える人への支援の充実を図ります。
 - ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、福祉、介護、医療、教育といった多分野の関係機関との連携体制の充実を図ります。
 - 三重県の地域生活定着促進事業（※用語の解説参照）と連携し、高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする罪を犯した人などの社会復帰や地域生活の定着を支えます。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
アンケートによる実態把握調査の実施	民生委員、福祉事業所、教育関係者等にアンケート調査を実施している	アンケート調査をもとに、必要な支援が届くための追跡調査を実施している	市社協
地域住民組織等と協働で実施する実態把握調査の実施	7地区において、自治会、民生委員等と協働でマッピング調査を実施している	12地区において、自治会、民生委員等と協働でマッピング調査を実施している	市社協
ひきこもり支援ネットワークの構築	－	地域の多様な関係機関とひきこもり支援に関するネットワークが構築できている	市社協

推進目標

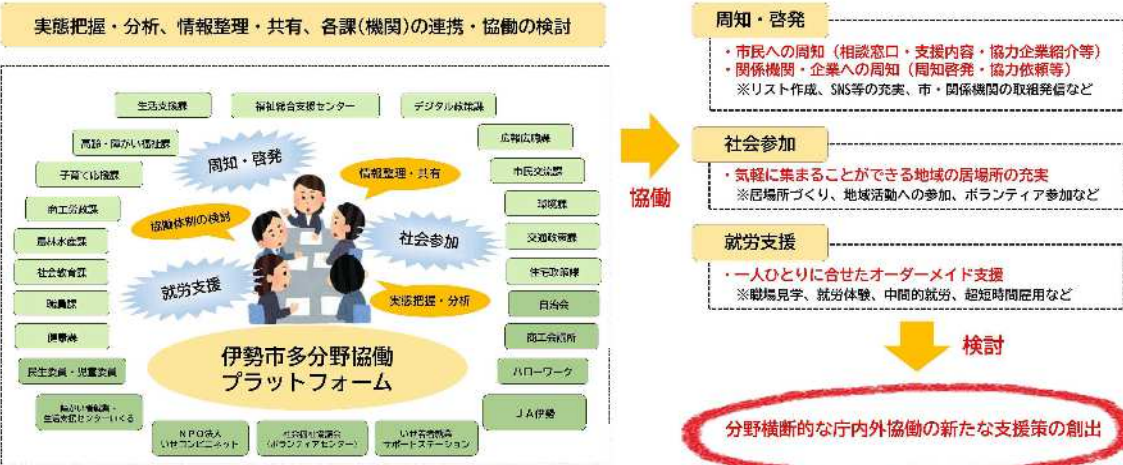
3 働きづらさを抱えた人への支援

孤独・孤立に悩むなど、さまざまな理由で働きたくても働くことができない人に、その個性や意欲に応じた社会参加や、就労に向けたチャレンジのきっかけづくりを行い、働きづらさを抱えた人への支援を実施します。

具体的な取り組み

- ① 働きづらさを抱えた人を支援するための体制づくりを推進します
 - 雇用・産業・教育・地域等の幅広い分野と連携し、孤独・孤立対策の周知・啓発を図ります。
 - 社会参加に向けたきっかけづくりとして、地域活動やボランティア活動への参加等を推進します。
 - 就労に向けたきっかけづくりとして、地域の企業や団体等と連携し、職場見学・就労体験等の受け入れ体制づくりを推進します。
- ② 一人ひとりに合わせたオーダーメイドの就労支援の充実を図ります
 - 「働く」を体験する機会の充実を図ります。
 - 様々な働き方（一般雇用、障がい者雇用、超短時間雇用等）の充実を図ります。

働きづらさを抱えた人への支援（伊勢市多分野協働プラットフォーム）の全体イメージ



重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
ボランティア体験受入団体の開拓	登録団体数:2 団体	登録団体数が 7 団体となっている	市 社協
職場見学・就労体験受入企業の開拓	登録企業数:11 社	登録企業数が 21 社となっている	市 社協
超短時間雇用（※用語の解説参照）の推進	—	実施企業数が 10 社となっている	市

（写真など掲載予定）

推 進 目 標

4 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

社会福祉法人、企業・事業所、NPO、地域団体など、幅広い分野と連携・協働し、地域に住む多様な世代・主体に対し地域活動への参画を働きかけます。

具体的な取り組み

- ① 企業等に地域活動への理解と協力を働きかけ、地域貢献活動の促進を図ります
 - さまざまな地域活動について情報を発信し、地域活動への参加について理解を促します。
 - ボランティアセンター地域貢献企業登録を推進します。
 - 企業等と地域活動とのマッチングに取り組み、地域福祉課題の解決につなげます。
- ② 地域の社会福祉法人との連携を強化します
 - 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進を図ります。
- ③ 身近な地域で地域課題について検討する取り組みを推進します
 - 身近な地域で地域課題について検討する場を支援します。
 - 地域が主体的に取り組む移動支援、生活支援などの活動を支援します。
- ④ 災害時に地域の支え合いにより安心して避難できる支援体制づくりをめざします
 - 災害時に避難の支援を要する人の円滑な避難が図れるよう、個別避難計画の作成を推進します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
ボランティアセンター企業登録の推進	ボランティアセンター登録企業数：77社	ボランティアセンター登録企業数が102社となっている	市社協
企業等と地域とのマッチングの推進	企業等と地域の新規連携事業：19件	企業等と地域の新規連携事業が44件となっている	市社協
社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	1法人が実施	5法人が実施している	市社協
地域が主体的に取り組む生活支援の推進	市全体で3件が活動している	市全体で8件が活動している	市社協

推進目標

5 地域で活躍する人づくりの推進

地域で活躍する様々な担い手の養成を促進するとともに、実際の活動につながる情報提供、マッチング等の支援の充実を図ります。

具体的な取り組み

- ① さまざまな分野で地域活動できる人の発掘と養成を進めるために、研修や養成講座の充実を図ります
 - 地域で活躍できるサポーター、ボランティアの確保のための研修、養成講座を開催します。
 - いざという時に地域で助け合える災害ボランティアを養成します。
- ② さまざまな人が活躍・活動できるようマッチングを強化します
 - 生活支援サポーター（※用語の解説参照）やひきこもりサポーター（※用語の解説参照）等のさまざまなサポーターが、実際の活動につながるよう支援します。
- ③ 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備を図ります
 - 地域における民生委員・児童委員活動への理解の促進を進めます。
 - 活動しやすい環境整備を図ります。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
養成した担い手と活動とのマッチングの推進	ひきこもりサポーターの養成者数に占める活動者数の割合 ：64.2%	ひきこもりサポーターの養成者数に占める活動者数の割合が80%に達している	市 社協
	生活支援サポーターの養成者数に占める活動者数の割合 ：63.6%	生活支援サポーターの養成者数に占める活動者数の割合が80%に達している	市 社協
	認知症サポーターが中心となり活動するチームオレンジ設置数：9か所	チームオレンジ設置数が15か所に達している	市
いざという時に地域で支え合える災害ボランティア（※用語の解説参照）の養成	災害ボランティア研修受講者：延べ325人	災害ボランティア研修受講者が延べ600人に達している	市 社協

推進目標

6 福祉への関心・理解の推進

ひと

それぞれの地域や世代に応じた福祉教育を展開することで、こどもから大人まで幅広い世代で福祉への関心・理解を高める取り組みを推進します。

具体的な取り組み

- ① 地域の中の支え合い・助け合い・関わり合う意識づくりを高めます
 - 福祉に対する関心・理解を深めるため、福祉出前講座や福祉体験学習などを推進します。
 - 企業・事業所の社員研修の中に、福祉への理解を深めるプログラムを提案します。
- ② 教育委員会や学校と連携して、福祉教育の充実を図ります
 - 年齢や段階に応じた福祉体験学習を実施します。
 - 夏休みなど長期休暇を利用した福祉体験、ボランティア体験学習を実施します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
夏休みちよこつと福祉体験（※用語の解説参照）の参加	参加者数（実人数）：64人	参加者数（実人数）が90人に達している	市社協
福祉出前講座（※用語の解説参照）の開催	開催回数：50回	開催回数が75回に達している	市社協
福祉体験学習（※用語の解説参照）の開催	開催回数：45件	開催回数が50回に達している	市社協

(写真など掲載予定)

市民が生きがいをもって参加できる場づくりを推進し、地域福祉活動が活性化できるよう取り組みます。また、さまざまな分野、世代の人に合った参加の場の充実を図ります。

具体的な取り組み

- ① 身近な地域の交流の場の推進と充実を図ります
 - 気軽に集える場の充実に向け支援します。
 - オンライン型集いの場など新たな形態の交流の場づくりを支援します。
- ② 支援を必要とする人が気軽に立ち寄れる居場所の充実を図ります
 - こども食堂（※用語の解説参照）等の立ち上げ・運営を支援します。
 - ひきこもりなど同じ悩みを抱えた人の社会参加に向けた居場所づくりを進めます。
- ③ さまざまな分野、世代が交流できる共生の場づくりを支援します
 - コミュニティカフェ等さまざまな分野、世代が交流できる活動を支援します。
 - 住民主体の三世代交流等の住民活動を支援します。
 - 保育所、認定こども園等における地域交流活動を通じ、地域住民が主体的に子育て支援に関われる機会づくりを進めます。
 - 介護・障がいの分野を超え利用できる「共生型サービス事業所（※用語の解説参照）」の整備を推進します。
- ④ 身近な地域の社会資源がわかりやすく伝わるよう「見える化」を図ります
 - 地域の集いの場等の社会資源を見える化し、市民の利用促進を図ります。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
ふれあいいいききサロン（※用語の解説参照）等への参加	延べ参加者数：30,504人	43,400人に達している	社協
高齢者会食会（※用語の解説参照）への参加	延べ参加者数：6,204人	11,400人に達している	社協
こども食堂等の立ち上げ支援	子ども食堂等運営助成事業を開始した	市全体で10か所設置できている	社協
同じ悩みを抱えた人が集う場の支援	延べ参加者数：626人	1,000人に達している	市 社協

（写真など掲載予定）

推進目標

8 地域活動活性化のための財源の確保

地域活動をより活性化させていくために、既存の財源の有効活用や新たな財源確保のための取り組みなどを行っていきます。

具体的な取り組み

- ① 地域福祉推進のための財源確保のしくみを検討します
 - ふるさと納税型クラウドファンディング、企業の社会貢献の活用を検討します。
- ② 寄付や共同募金等の活用を推進します
 - 共同募金のテーマ型募金や募金百貨店などの取り組みを強化します。
 - 指定寄付等、企業の地域貢献活動を推進します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
赤い羽根募金百貨店プロジェクト（※用語の解説参照） 協力企業登録の推進	協力企業：43社	協力企業が47社となっている	社協
生活困窮者支援のための フードドライブ（※用語の 解説参照）の充実	協力団体：15団体	協力団体が20団体となっている	社協
ふるさと納税型クラウド ファンディング（※用語の 解説参照）の実施	実施に向けて検討中	実施している	市

(写真など掲載予定)

推進目標

9 権利擁護支援体制の充実

尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分に実現させていくために、権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化・推進します。また、虐待等の権利侵害の防止に取り組むとともに、虐待防止に向けた体制の強化を図ります。

具体的な取り組み

----- 「成年後見制度利用促進基本計画」 -----

- ① 多様な関係者や市民への共通理解を促進します
 - 市民、支援関係者に対し、権利擁護支援や成年後見制度に関する周知・啓発、制度の利用への理解を促進します。
 - 権利擁護支援における意思決定支援の普及・啓発を進めます。
 - 本人の状況や求められる後見活動に沿った後見人等候補者の推薦を行えるよう、後見人等候補者の受任形態について支援者との認識の共有を進めます。
- ② 多様な主体の参画・活躍を推進します
 - 市民後見人の担い手の育成と活躍支援を推進します。
 - 権利擁護支援を必要とする本人のために支援チームの形成や活用を図ります。
 - 県等と連携し、法人後見の新たな担い手の育成を進めます。
- ③ 地域連携ネットワークの機能強化のためのしくみづくりを推進します
 - 協議会の運営を通じて多様な関係機関の連携・協力関係を推進します。
 - 個別の権利擁護支援チームで把握した地域課題について、協議会で支援策を協議し、他分野とも連携します。
 - 介護や障がい、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関との連携・協力体制を強化します。
 - 後見人等候補者の推薦や調整において、専門職の協力が得られるよう、体制を充実します。
 - 制度の利用を必要とする低所得層の人の申立費用や報酬助成を適切に行うため、成年後見制度利用支援事業を適切に実施します。
 - 特に、身寄りに頼ることができない権利侵害を受けている人や財産上の被害を受けている人、または恐れのある人などへの市長申立による成年後見制度の利用を進めます。
 - 中核機関が家庭裁判所と適時、連絡・相談できる協力体制を確保します。
- ④ 判断能力に不安のある人の意思決定を支援します
 - 日常生活自立支援事業の充実を図ります。
- ⑤ 高齢者、障がい者、こどもの虐待防止を推進します
 - 虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応のため、身近な地域の拠点を活かした地域における関係機関等の連携体制を強化します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
法人後見（※用語の解説参照）の促進	法人後見：1箇所 受任件数：36件	法人後見の新たな担い手を創出し、法人後見全体で受任件数86件となっている	市 社協
市民後見人（※用語の解説参照）の養成	養成講習修了者数：31人 活動希望者数：19人	養成講習修了者数が70人、活動希望者数が70人、市民後見人登録者が5人となっている	市 社協
日常生活自立支援事業（※用語の解説参照）の推進	利用件数：160件	利用件数が210件となっている	社協
生活支援員（※用語の解説参照）の養成	地域での活動者数：48人	地域での活動者数が58人となっている	社協

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない人について、経済的に不利益を受けたり、生活上の不便さを解消するために、支援人（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

①任意後見制度

判断能力が十分あるうちに、支援者や支援内容を本人が決めておく制度です。本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が認めた時点から後見活動が開始されます。

②法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。

補助

判断能力が不十分な本人のために、申立てにより家庭裁判所が定める行為を補助人が行います

保佐

判断能力が著しく不十分な本人のために、重要な法律行為の同意・取消しのほか、申立てにより家庭裁判所が定める行為を保佐人が行います

後見

判断能力がほとんどない本人のために、原則としてすべての法律行為を成年後見人が行います

【資料編】

◎伊勢市地域福祉計画推進委員会

役職	委員氏名	団体名
委員長	鵜沼 憲晴	皇學館大学現代日本社会学部
副委員長	小林 初美	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会
委員	清原 もゝ代	伊勢市障害者団体連合会
委員	小野田 弥生	伊勢市障がい者東地域相談支援センター
委員	松村 まち子	伊勢市私立保育連盟
委員	泰道 詞子	伊勢市ボランティア連絡協議会
委員	中居 美幸	一般社団法人三重県介護支援専門員協会 南勢志摩支部
委員	大東 弘幸	伊勢市総連合自治会
委員	前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会
委員	立松 浩明	社会福祉法人三重済美学院
委員	秋山 則子	NPO法人三重みなみ子どもネットワーク
委員	加藤 志保	伊勢市相談支援ネットワークグループ
委員	三川 隆	伊勢市北地域包括支援センター
委員	西岡 幸一	伊勢市小中学校長会

◎伊勢市地域福祉計画庁内検討部会

健康福祉部	健康課
	介護保険課
	高齢・障がい福祉課
	生活支援課
	福祉総務課
	子育て応援課
	保育課
環境生活部	市民交流課
教育委員会	学校教育課

◎事務局

伊勢市健康福祉部福祉総合支援センター	伊勢市社会福祉協議会 地域福祉課
--------------------	------------------

◎会議開催状況

(1) 伊勢市地域福祉計画推進委員会

○ 令和4年11月16日(水)

委員長、副委員長の選出

第4期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について
策定にかかる状況・策定方針について
策定スケジュールについて
アンケート調査について

○ 令和5年7月10日(月)

第4期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について
第3期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画の総括について
アンケート調査の結果について
伊勢市を取り巻く状況について
第4期計画に盛り込む内容について
今後のスケジュールについて

○ 令和5年9月29日(金)

第4期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について

○ 令和5年10月27日(金)

第4期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について

○ 令和6年1月12日(金)

第4期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について
パブリックコメント結果の報告及び対応について
伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画 市長答申案について

◎伊勢市附属機関条例 <<抜粋>>

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、執行機関等の附属機関として、別表第2の第1欄に掲げる附属機関を同表の第2欄に規定する選定を行う業務ごとに置く。ただし、当該選定に係る同欄に掲げる事務を市の職員のみで行う場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関に、特別の事項について審査又は調査審議をさせるため必要があるときは、臨時の委員等(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。

3 附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門の委員等(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。

(委員等の任命)

第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

(委員等の任期等)

第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

4 専門委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

別表第1（第2条—第6条関係）

執行機 関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	≪前略≫				
	伊勢市地域福祉計画推進委員会	伊勢市地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画をいう。）に関する事項についての調査審議に関すること。	20人以内	（1）学識経験を有する者 （2）福祉又は保健医療の関係者 （3）公共的団体等の代表者 （4）市職員 （5）その他市長が必要と認める者	2年
	≪後略≫				

◎伊勢市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総合支援センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

◎第3次伊勢市総合計画（中期基本計画）分野別計画（抜粋）

分野4 医療・健康・福祉

目指す姿 誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち

施策1 医療・健康

推進方針 誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます



主要課題 ① 主体的な健康づくりの推進

主要課題 ② 妊娠期から子育て期への切れ目ない支援の充実

主要課題 ③ 地域医療体制の整備

施策2 地域福祉

推進方針 地域共生社会の実現



主要課題 ① みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

主要課題 ② みんなが参加できる共生の場づくり

主要課題 ③ 地域でつながるひとづくり

施策3 障がい福祉

推進方針 誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます



主要課題 ① 日常の自立した暮らしへの支援

主要課題 ② ひとにやさしいまちづくりの推進

施策4 子育て支援

推進方針 つながりで子どもの笑顔と健やかな育ちを実現するまちづくりを進めます



主要課題 ① 乳幼児期の支援

主要課題 ② 学童期の支援

主要課題 ③ 妊娠期から思春期を通しての支援

施策5 高齢者福祉

推進方針 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます



主要課題 ① 地域包括ケアシステムの強化

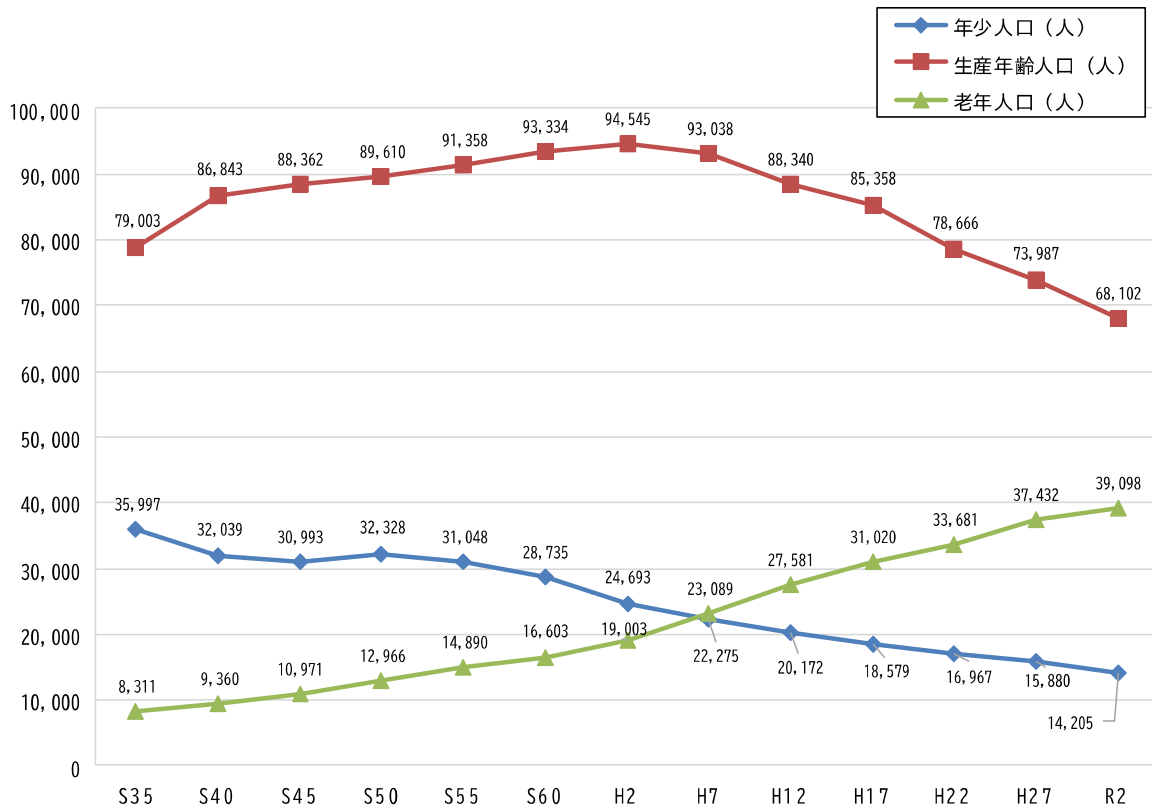
主要課題 ② 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり

主要課題 ③ 安心して住み続けられる地域づくり

◎伊勢市を取り巻く状況

1. 人口・世帯数（資料：国勢調査）

（1）年齢3区分別人口比率



(2) 世帯構成の変化

○総数

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	49,287	50,834	51,470
世帯当たり人員（人）	2.60	2.46	2.32
（再掲）6歳未満世帯員がいる	4,657	4,360	3,836
（再掲）18歳未満世帯員がいる	12,150	11,415	10,206
（再掲）65歳以上世帯員がいる	22,214	24,227	25,053
（再掲）65歳以上世帯員のみ	10,675	12,882	14,601

○三世代世帯について

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	4,972	3,770	2,731
世帯当たり人員（人）	5.06	4.97	4.83
（再掲）6歳未満世帯員がいる	957	643	425
（再掲）18歳未満世帯員がいる	2,948	2,111	1,415
（再掲）65歳以上世帯員がいる	4,338	3,386	2,503

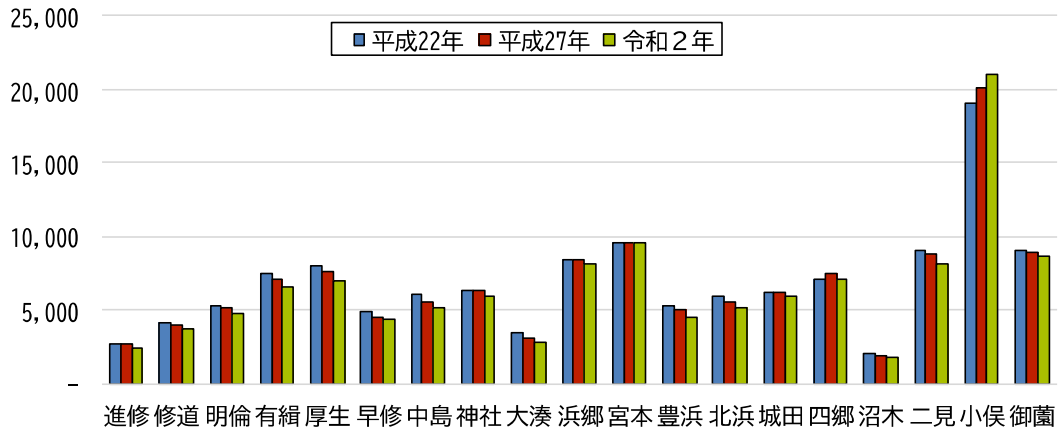
○核家族について

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	29,106	30,305	30,182
世帯当たり人員（人）	2.83	2.81	2.78
（再掲）6歳未満世帯員がいる	3,658	3,685	3,386
（再掲）18歳未満世帯員がいる	9,024	9,143	8,672
（再掲）65歳以上世帯員がいる	10,959	12,863	13,612
（再掲）65歳以上世帯員のみ	5,261	6,233	6,813

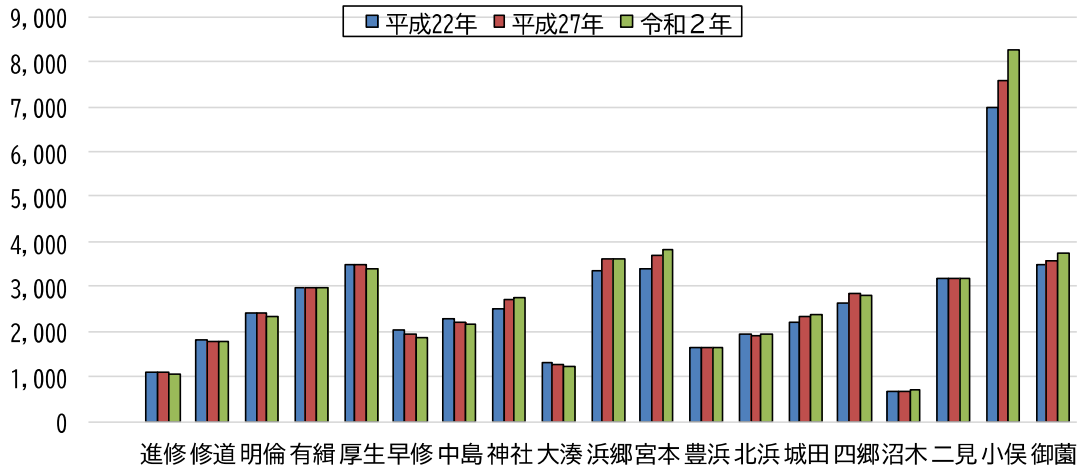
○単独世帯について

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	12,684	14,586	16,538
（再掲）65歳以上世帯員がいる	5,111	6,313	7,434

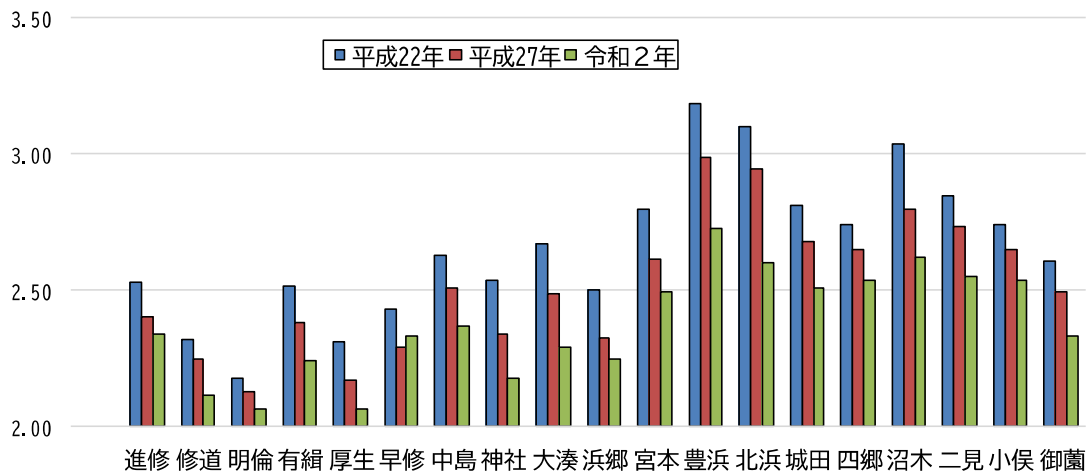
(3) 地域別の人口の推移



(4) 地域別の世帯数の推移

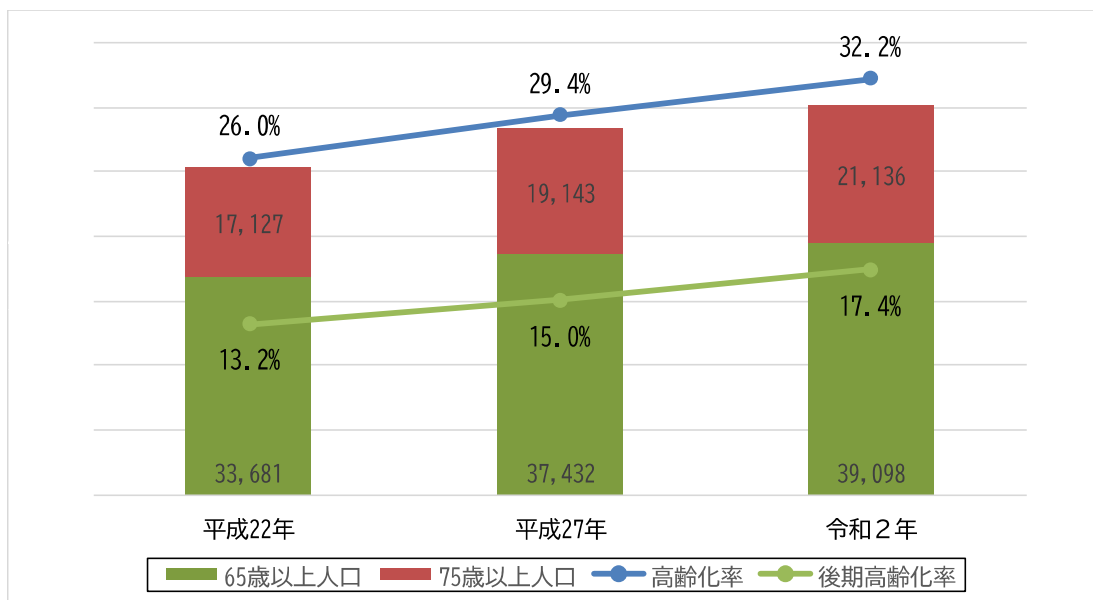


(5) 地域別の世帯あたり構成人員 (人/1世帯あたり)

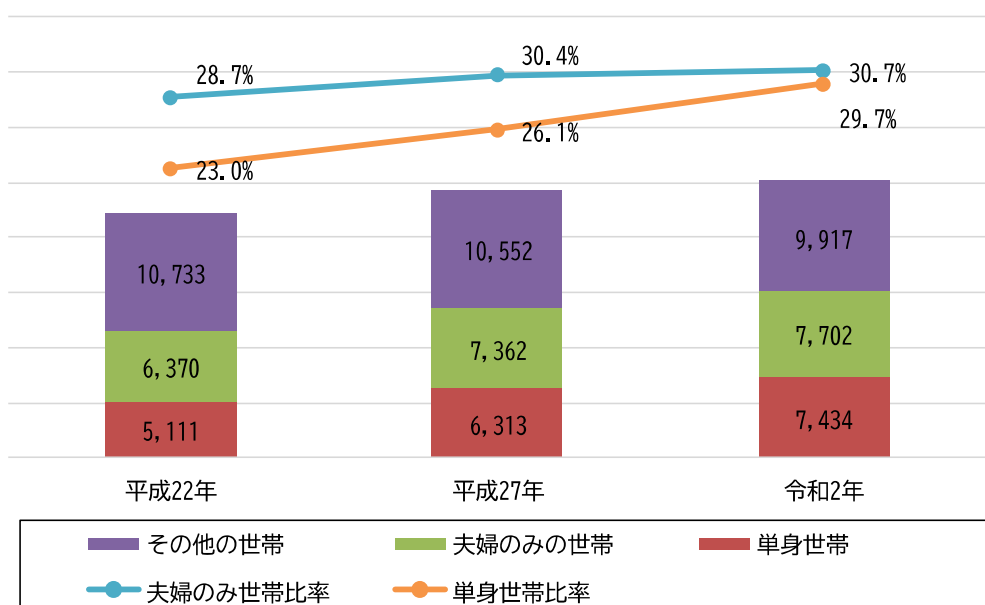


2. 高齢者を取り巻く状況（資料：国勢調査）

（1）人口・世帯数

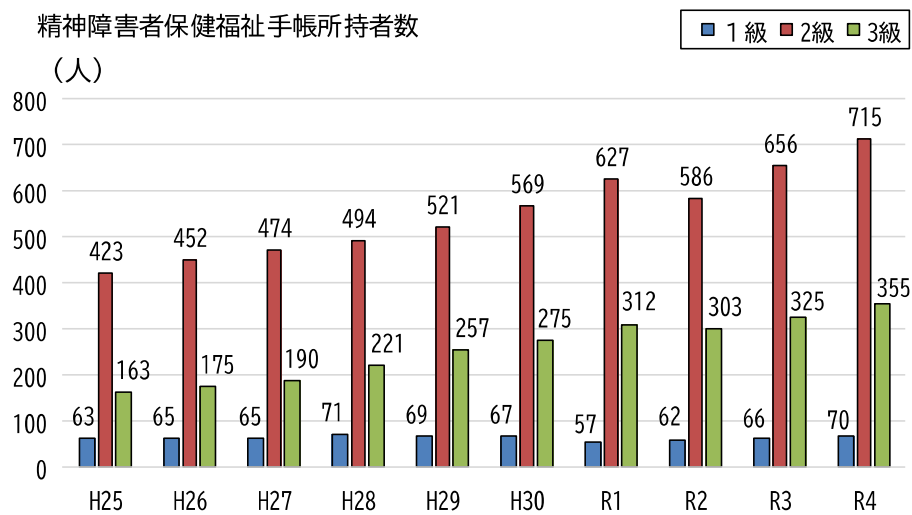
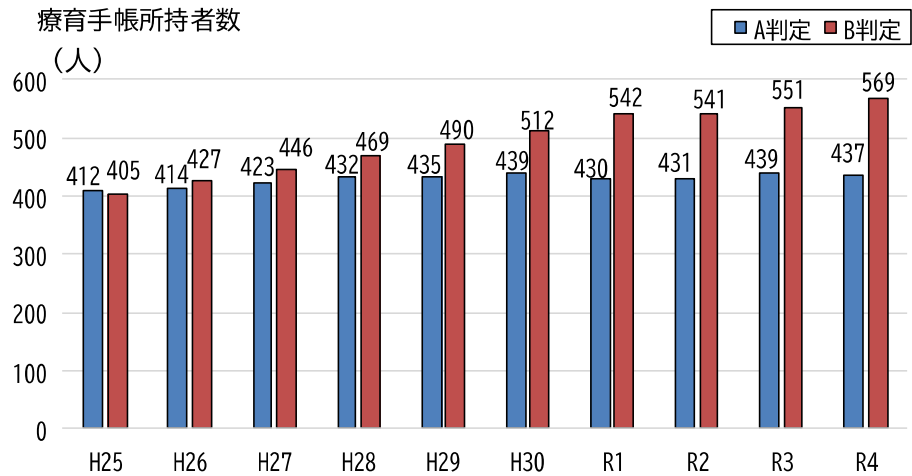


（2）高齢者世帯の状況

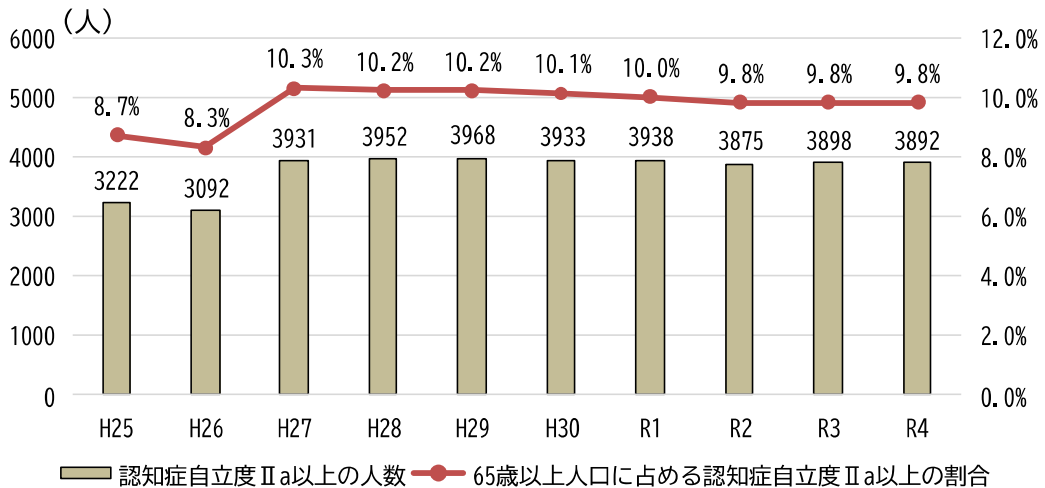


3. 要支援者の実態

(1) 障害者手帳の所持者数



(2) 要介護認定調査から見た認知症高齢者の状況



(3) 伊勢市の地域包括支援センターにおける相談件数

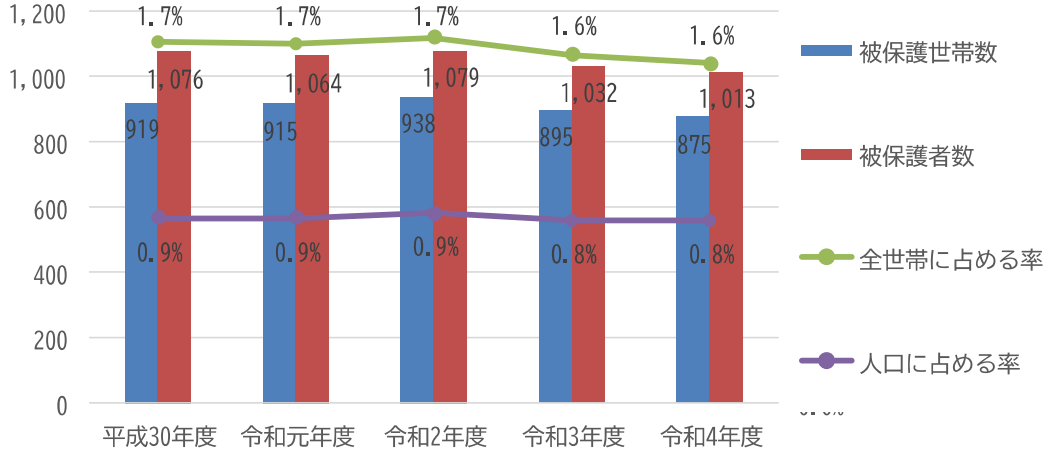
地域包括支援センター		令和2年度	令和3年度	令和4年度
東	延数	647	761	1,104
	実数	349	430	594
五十鈴	延数	547	632	630
	実数	269	389	408
北	延数	770	1,176	1467
	実数	377	488	665
中部	延数	2,059	2,099	2,054
	実数	1,054	1,006	1,042
南	延数	1,155	1,203	1,698
	実数	369	363	430
西	延数	1,486	1,639	1,530
	実数	827	854	855
計	延数	6,664	7,510	8,483
	実数	3,245	3,530	3,883

(4) 伊勢市の障がい者地域相談支援センターにおける相談件数

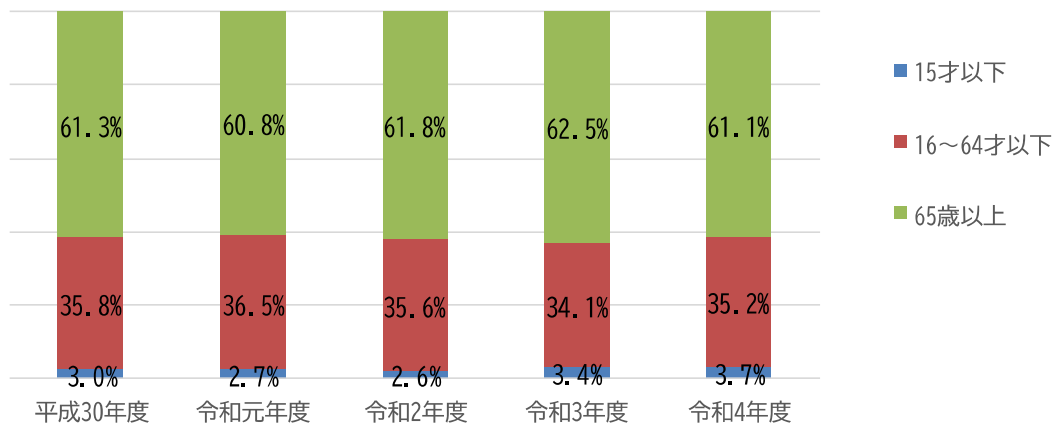
地域相談支援センター		令和2年度	令和3年度	令和4年度
中部	延数	2,890	3,045	3,178
	実数	-	335	365
東	延数	1,659	2,571	4,709
	実数	269	263	294
西	延数	1,914	2,405	2,363
	実数	282	252	302
計	延数	6,463	8,021	10,250
	実数	-	850	961

4. 生活困窮の状況

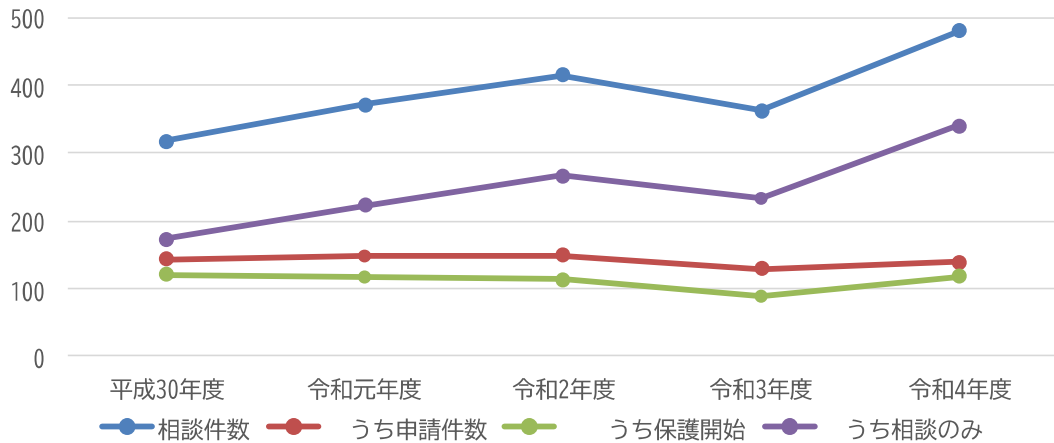
(1) 被保護世帯数、被保護者数



(2) 年齢階層別の生活保護受給者の割合



(3) 生活保護の相談件数



5. 権利擁護支援に関する状況

(1) 成年後見制度に関する相談支援状況 (単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申立前相談件数	-	296	463	671	463
申立支援件数	-	53	180	364	252
利用中の相談・支援件数	-	6	19	40	29

(2) 市長申立ておよび成年後見制度利用支援事業の実施状況

市長申立て

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
高齢者	6	5	12	12	18
障がい者	5	0	4	3	3

報酬助成数

(単位：件)

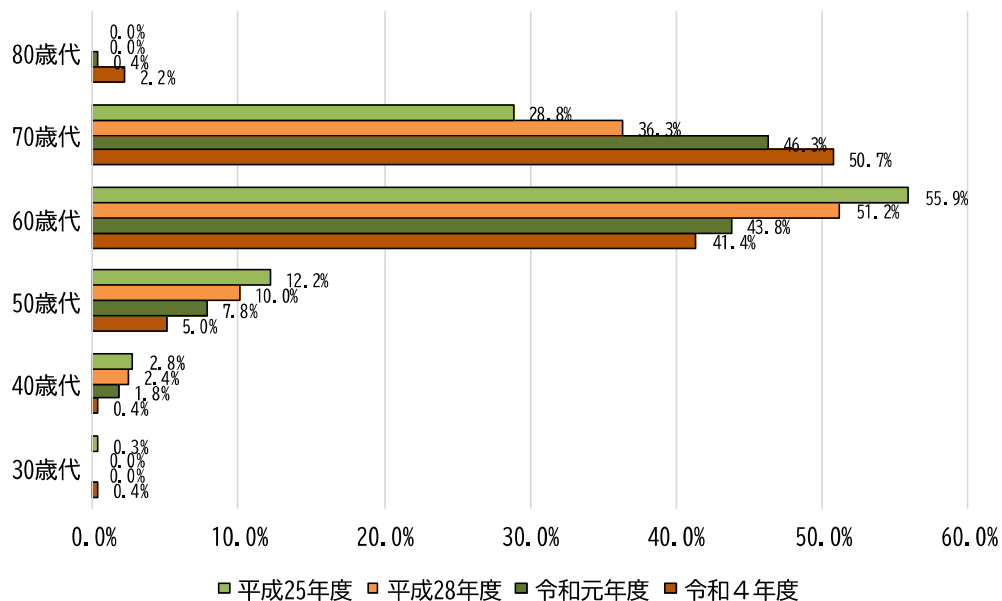
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
高齢者	7	5	8	14	17
障がい者	3	4	4	5	10

(3) 日常生活自立支援事業の利用状況

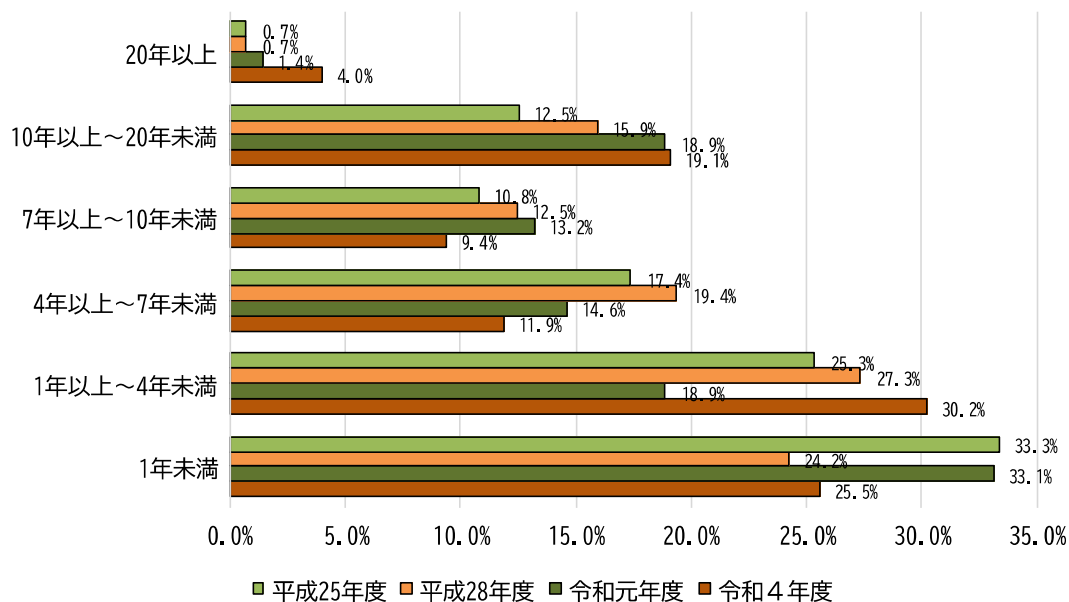
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数 (件)	2,103	1,895	1,849	1,883	2,206
利用者数 (人)	187	159	151	151	160

6. 民生委員・児童委員の構成（主任児童委員を含む）

（1）年齢構成

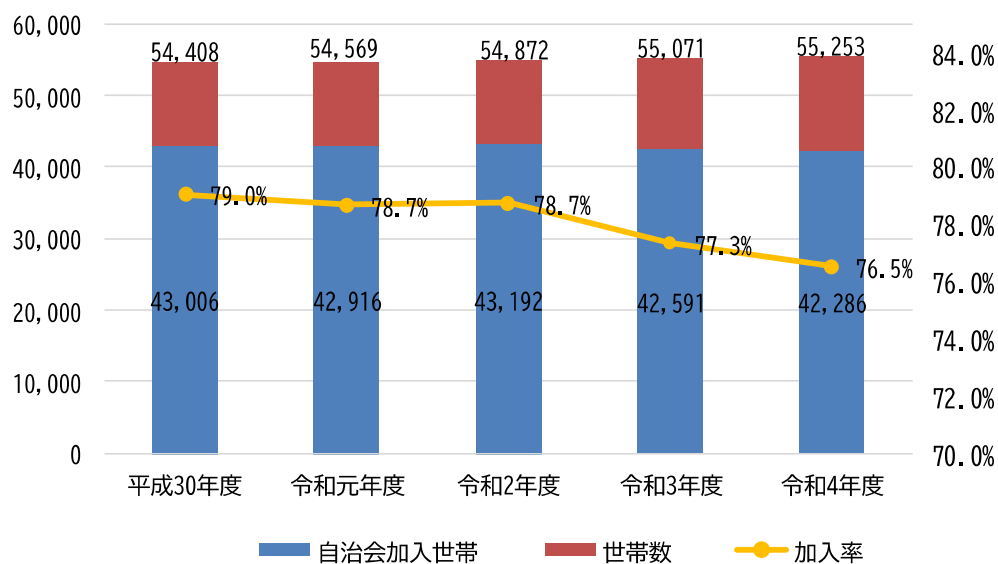


（2）経験年数

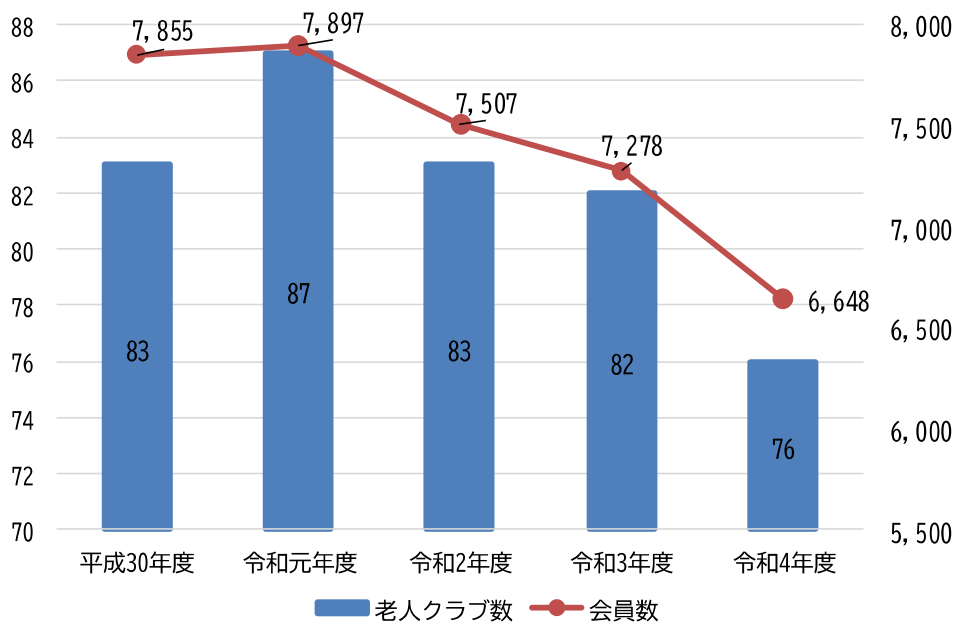


7. 社会参加

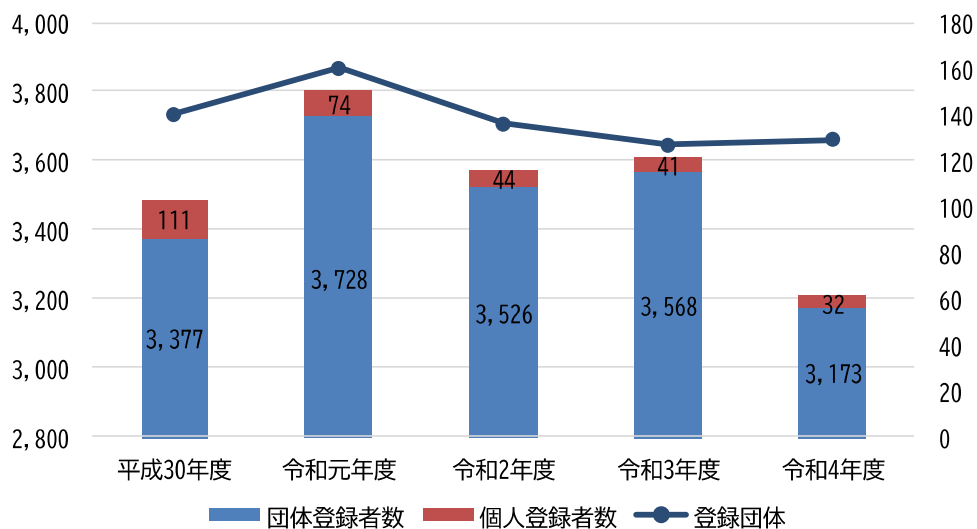
(1) 自治会加入の状況



(2) 老人クラブの状況



8. ボランティアの活動状況



9. 地域やボランティアが主体的に取り組むサロン等の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一人暮らし 高齢者会食会	設置数	49	52	50	36	41
	実施回数	439	495	165	175	328
	延参加者数	10,126	11,391	3,247	3,238	6,204
高齢者サロン	設置数	83	83	84	80	75
	実施回数	2,774	2,740	565	2,099	2,399
	延参加者数	38,919	39,990	24,494	23,298	27,160
子育てサロン	設置数	7	7	5	5	5
	実施回数	112	107	51	59	85
	延参加者数	2,609	2,133	952	1,039	1,492
障がい児サロン	設置数	3	3	3	3	3
	実施回数	35	54	21	24	26
	延参加者数	587	553	210	262	339
共生型サロン	設置数	-	4	6	6	6
	実施回数	-	34	39	109	119
	延参加者数	-	667	434	1,525	1,495
計	設置数	142	149	148	130	130
	実施回数	3360	3430	841	2466	2957
	延参加者数	52,241	54,734	29,337	29,362	36,690

◎市民アンケートまとめ

第4期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための住民意識調査の結果

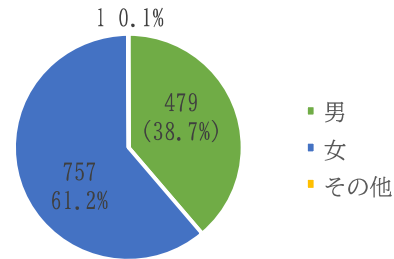
- ・アンケート実施要件：令和5年1月5日時点で市内にお住まいの方の中から、令和4年度中に19歳～90歳になる方を無作為抽出としました。
- ・アンケート発送数：3,500通
- ・アンケート発送日：令和5年1月27日（金）
- ・アンケート締切日：令和5年2月17日（金）
- ・アンケート回答数：1,240通（うちインターネット回答 318件）
- ・アンケート回収率：35.4%（うちインターネット回答 25.6%）

伊勢市地域福祉計画アンケート

あなたご自身のことについておたずねします。

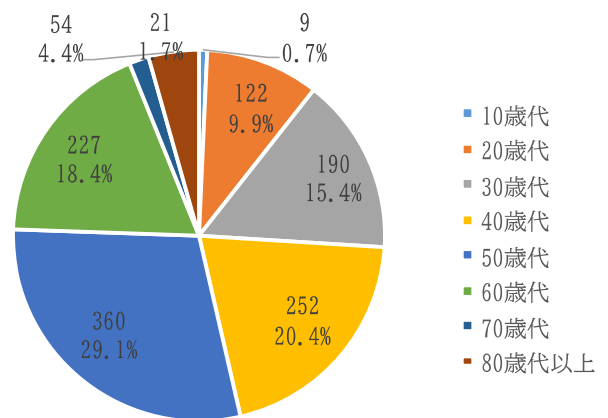
問 1 性別をお答えください。(1つに○)

1.	男	479	38.7%
2.	女	757	61.2%
3.	その他	1	0.1%



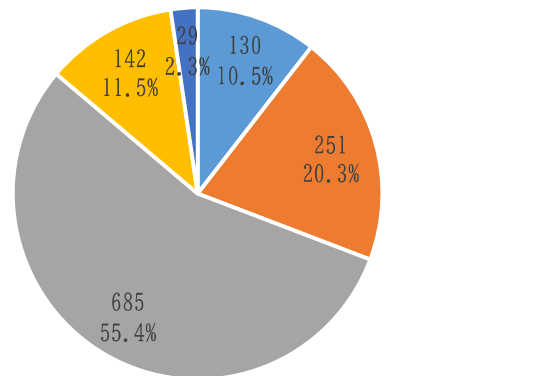
問2 年代をお答えください。(1つに○)

1.	10歳代	9	0.7%
2.	20歳代	122	9.9%
3.	30歳代	190	15.4%
4.	40歳代	252	20.4%
5.	50歳代	360	29.1%
6.	60歳代	227	18.4%
7.	70歳代	21	1.7%
8.	80歳代以上	54	4.4%



問3 あなたの世帯の家族構成をお答えください。(1つに○)

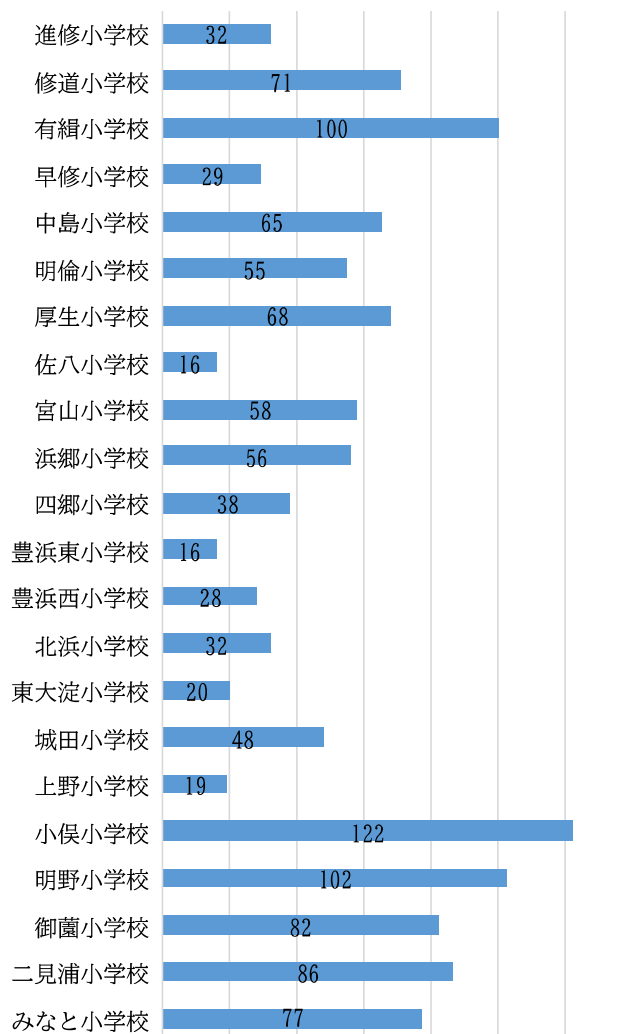
1.	一人暮らしの世帯	130	10.5%
2.	夫婦のみの世帯	251	20.3%
3.	二世帯世帯 (親と子の世帯)	685	55.4%
4.	三世帯世帯 (自分・子・孫、 親・自分・子、 祖父母・親・自分 など)	142	11.5%
5.	その他	29	2.3%



- 一人暮らしの世帯
- 夫婦のみの世帯
- 二世帯世帯 (親と子の世帯)
- 三世帯世帯 (自分・子・孫、親・自分・子、祖父母・親・自分など)
- その他

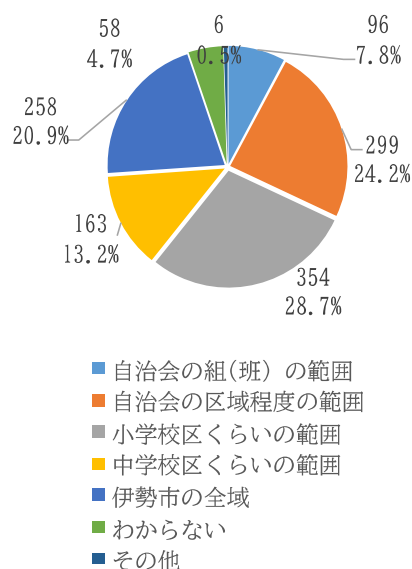
問4 あなたが住んでいる小学校地域をお答えください。(1つに○)

1.	進修小学校	32	2.6%
2.	修道小学校	71	5.8%
3.	有緝小学校	100	8.2%
4.	早修小学校	29	2.4%
5.	中島小学校	65	5.3%
6.	明倫小学校	55	4.5%
7.	厚生小学校	68	5.6%
8.	佐八小学校	16	1.3%
9.	宮山小学校	58	4.8%
10.	浜郷小学校	56	4.6%
11.	四郷小学校	38	3.1%
12.	豊浜東小学校	16	1.3%
13.	豊浜西小学校	28	2.3%
14.	北浜小学校	32	2.6%
15.	東大淀小学校	20	1.6%
16.	城田小学校	48	3.9%
17.	上野小学校	19	1.6%
18.	小俣小学校	122	10.0%
19.	明野小学校	102	8.4%
20.	御藪小学校	82	6.7%
21.	二見浦小学校	86	7.0%
22.	みなと小学校	77	6.3%



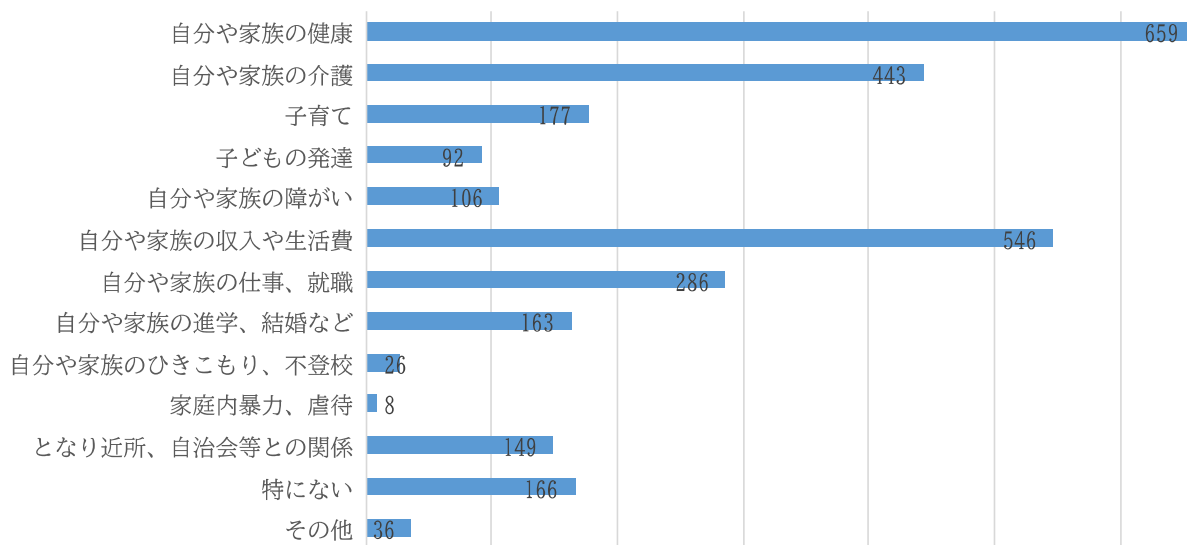
問5 日頃の暮らしの中で「地域」ということを意識した場合、あなたの考える「地域」は、次のどの範囲と感じますか。(1つに○)

1.	自治会の組(班)の範囲	96	7.8%
2.	自治会の区域程度の範囲	299	24.2%
3.	小学校区くらいの範囲	354	28.7%
4.	中学校区くらいの範囲	163	13.2%
5.	伊勢市の全域	258	20.9%
6.	わからない	58	4.7%
7.	その他	6	0.5%



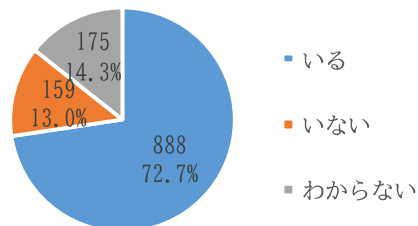
問6 あなたは、暮らしの中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1.	自分や家族の健康	659	23.1%
2.	自分や家族の介護	443	15.5%
3.	子育て	177	6.2%
4.	子どもの発達	92	3.2%
5.	自分や家族の障がい	106	3.7%
6.	自分や家族の収入や生活費	546	19.1%
7.	自分や家族の仕事、就職	286	10.0%
8.	自分や家族の進学、結婚など	163	5.7%
9.	自分や家族のひきこもり、不登校	26	0.9%
10.	家庭内暴力、虐待	8	0.3%
11.	となり近所、自治会等との関係	149	5.2%
12.	特にない	166	5.8%
13.	その他	36	1.3%



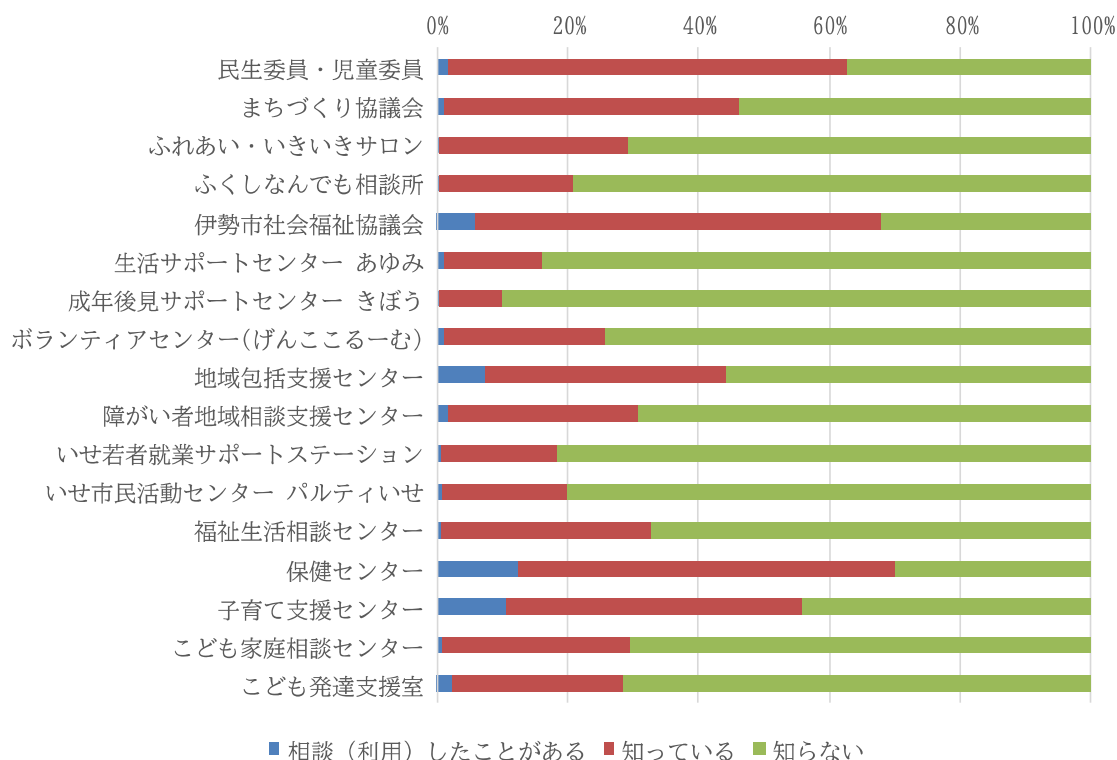
問7 あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき、身近に相談できる人がいますか。
(1つに○)

1.	いる	888	72.7%
2.	いない	159	13.0%
3.	わからない	175	14.3%



問8 以下の団体や機関、つどえる場所を知っていますか。(①~⑰それぞれ1つに○)

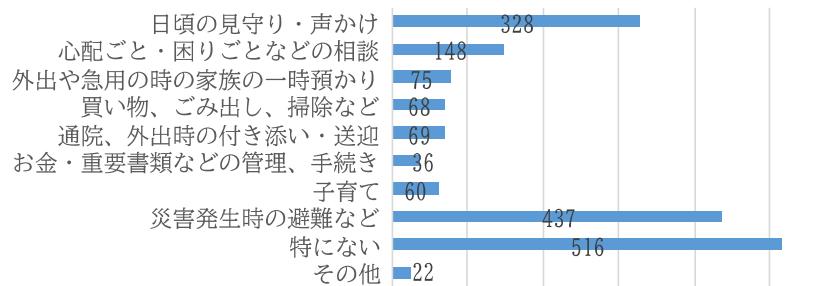
		相談(利用)したことがある	知っている	知らない
1.	民生委員・児童委員	1.7%	60.9%	37.4%
2.	まちづくり協議会	1.2%	45.2%	53.6%
3.	ふれあい・いきいきサロン	0.4%	29.0%	70.6%
4.	ふくしなんでも相談所	0.3%	20.5%	79.1%
5.	伊勢市社会福祉協議会	5.8%	62.2%	32.0%
6.	生活サポートセンター あゆみ	1.2%	14.9%	83.9%
7.	成年後見サポートセンター きぼう	0.2%	9.7%	90.1%
8.	ボランティアセンター(げんこころ一む)	1.1%	24.8%	74.1%
9.	地域包括支援センター	7.3%	36.9%	55.8%
10.	障がい者地域相談支援センター	1.8%	28.9%	69.3%
11.	いせ若者就業サポートステーション	0.5%	17.9%	81.6%
12.	いせ市民活動センター パルティいせ	0.9%	19.1%	80.0%
13.	福祉生活相談センター	0.7%	32.2%	67.1%
14.	保健センター	12.3%	57.7%	30.0%
15.	子育て支援センター	10.7%	45.3%	44.1%
16.	こども家庭相談センター	0.8%	28.9%	70.3%
17.	こども発達支援室	2.3%	26.2%	71.6%



問9 あなたの暮らしの中で、どのようなことを地域の人に手伝ってほしいと感じていますか。

(1) 現在、手伝ってほしいこと (あてはまるものすべてに○)

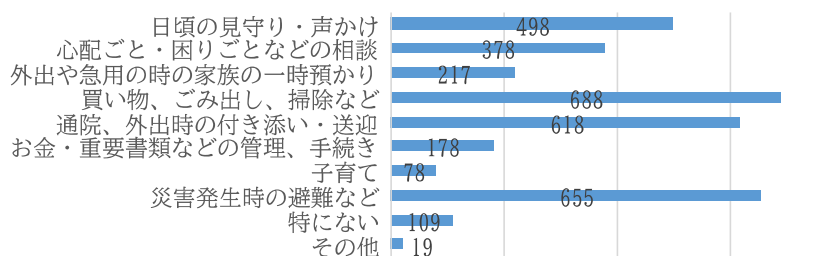
1.	日頃の見守り・声かけ	328	18.7%
2.	心配ごと・困りごとなどの相談	148	8.4%
3.	外出や急用の時の家族の一時預かり	75	4.3%
4.	買い物、ごみ出し、掃除など	68	3.9%
5.	通院、外出時の付き添い・送迎	69	3.9%
6.	お金・重要書類などの管理、手続き	36	2.0%
7.	子育て	60	3.4%
8.	災害発生時の避難など	437	24.8%
9.	特にない	516	29.3%
10.	その他	22	1.3%



(2) 将来、もしもあなたが身の周りのことができなくなったときに、手伝ってほしいこと

(あてはまるものすべてに○)

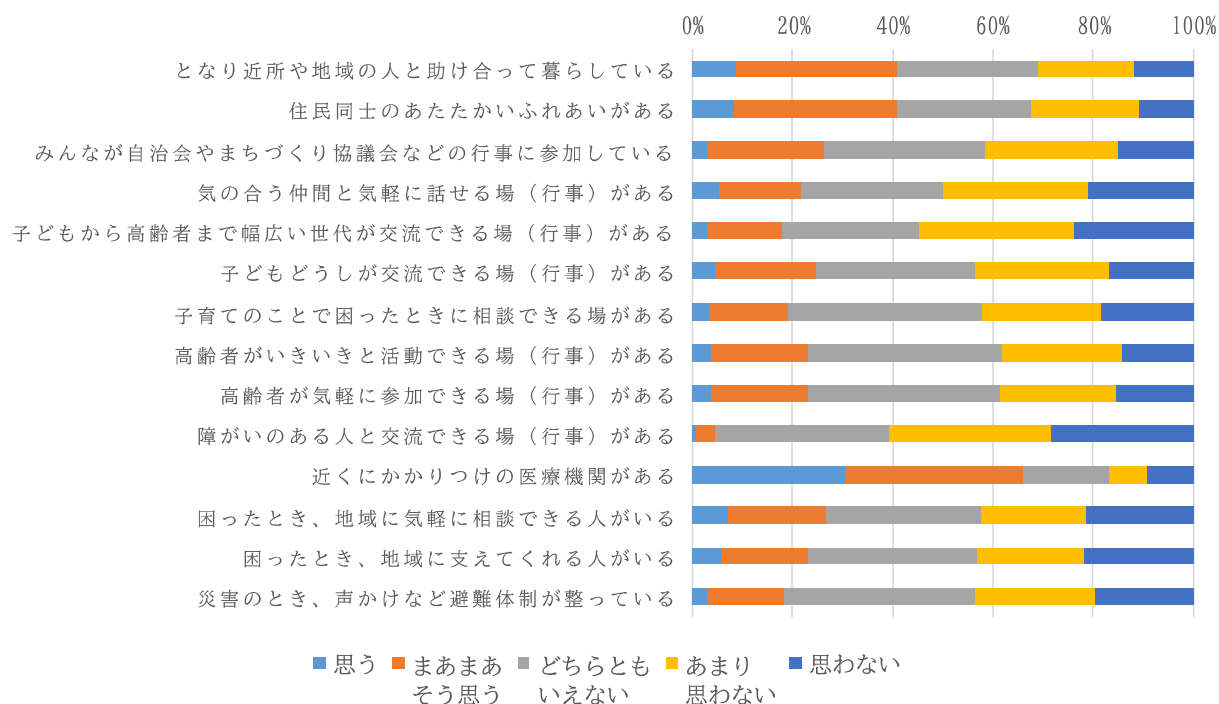
1.	日頃の見守り・声かけ	498	14.5%
2.	心配ごと・困りごとなどの相談	378	11.0%
3.	外出や急用の時の家族の一時預かり	217	6.3%
4.	買い物、ごみ出し、掃除など	688	20.0%
5.	通院、外出時の付き添い・送迎	618	18.0%
6.	お金・重要書類などの管理、手続き	178	5.2%
7.	子育て	78	2.3%
8.	災害発生時の避難など	655	19.1%
9.	特にない	109	3.1%
10.	その他	19	0.5%



あなたの住んでいる「地域」についておたずねします。

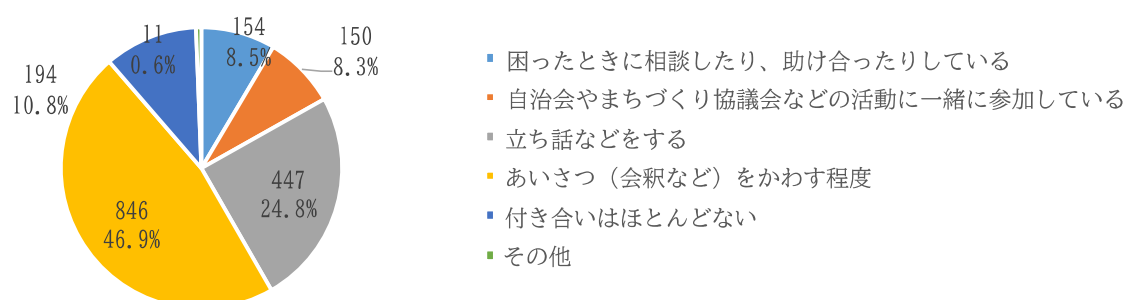
問10 あなたがお住まいの地域について、どのように感じていますか。(①～⑭それぞれ1つに○)

	思う	まあまあ そう思う	どちらとも いけない	あまり 思わない	思わない
1. となり近所や地域の人と助け合って暮らしている	9.1%	31.9%	28.1%	19.1%	11.7%
2. 住民同士のあたたかいふれあいがある	8.6%	32.5%	26.4%	21.8%	10.7%
3. みんなが自治会やまちづくり協議会などの行事に参加している	3.1%	23.2%	32.2%	26.7%	14.7%
4. 気の合う仲間と気軽に話せる場（行事）がある	5.4%	16.6%	27.9%	29.0%	21.1%
5. 子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる場（行事）がある	3.1%	15.2%	27.2%	31.0%	23.6%
6. 子どもどうしが交流できる場（行事）がある	4.6%	20.3%	31.9%	26.7%	16.6%
7. 子育てのことで困ったときに相談できる場がある	3.5%	15.7%	39.1%	23.7%	18.1%
8. 高齢者がいきいきと活動できる場（行事）がある	3.8%	19.6%	38.6%	23.7%	14.3%
9. 高齢者が気軽に参加できる場（行事）がある	3.8%	19.7%	38.0%	23.4%	15.2%
10. 障がいのある人と交流できる場（行事）がある	0.8%	4.0%	34.6%	32.3%	28.3%
11. 近くにかかりつけの医療機関がある	30.8%	35.5%	16.9%	7.7%	9.1%
12. 困ったとき、地域に気軽に相談できる人がいる	7.5%	19.4%	30.9%	21.0%	21.2%
13. 困ったとき、地域に支えてくれる人がいる	6.0%	17.3%	33.8%	21.2%	21.7%
14. 災害のとき、声かけなど避難体制が整っている	3.1%	15.4%	37.9%	24.0%	19.6%



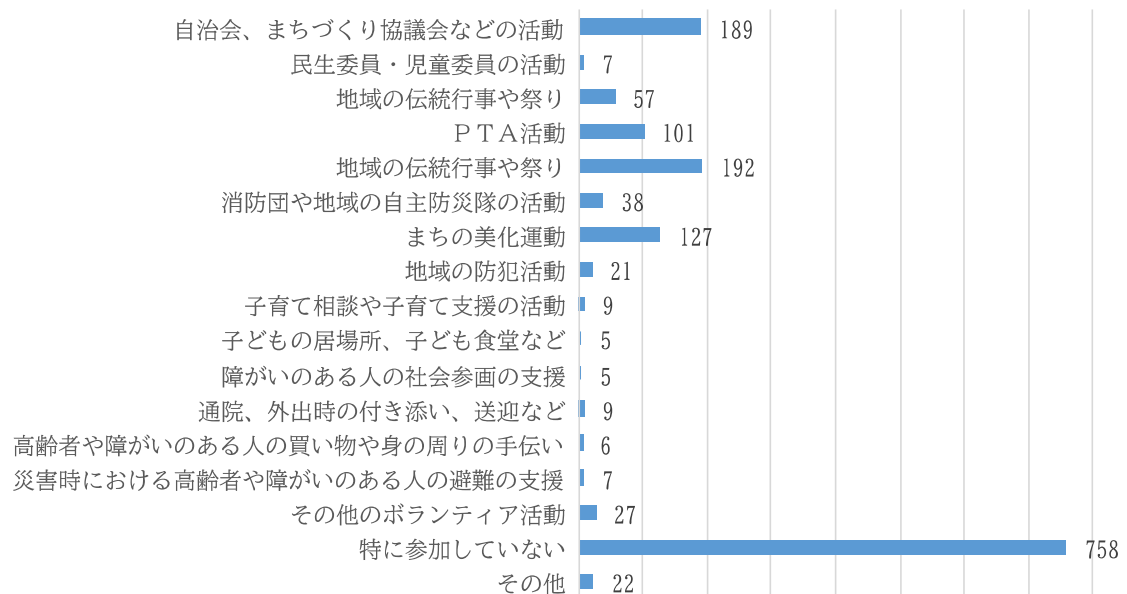
問11 あなたは、ふだん、ご近所やお住まいの地域の方と、どの程度の付き合いをしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1.	困ったときに相談したり、助け合ったりしている	154	8.5%
2.	自治会やまちづくり協議会などの活動と一緒に参加している	150	8.3%
3.	立ち話などをする	447	24.8%
4.	あいさつ（会釈など）をかかわす程度	846	46.9%
5.	付き合いはほとんどない	194	10.8%
6.	その他	11	0.6%



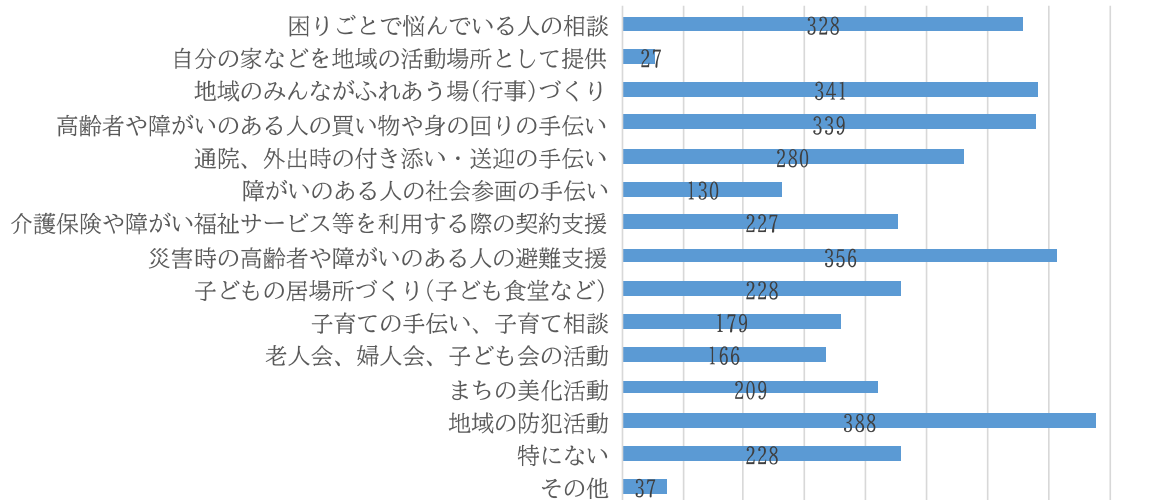
問12 あなたは現在、地域でどんな活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

1.	自治会、まちづくり協議会などの活動	189	12.0%
2.	民生委員・児童委員の活動	7	0.4%
3.	老人会、婦人会、子ども会などの活動	57	3.6%
4.	P T A活動	101	6.4%
5.	地域の伝統行事や祭り	192	12.2%
6.	消防団や地域の自主防災隊の活動	38	2.4%
7.	まちの美化運動	127	8.0%
8.	地域の防犯活動	21	1.3%
9.	子育て相談や子育て支援の活動	9	0.6%
10.	子どもの居場所、子ども食堂など	5	0.3%
11.	障がいのある人の社会参画の支援	5	0.3%
12.	通院、外出時の付き添い、送迎など	9	0.6%
13.	高齢者や障がいのある人の買い物や身の周りの手伝い	6	0.4%
14.	災害時における高齢者や障がいのある人の避難の支援	7	0.4%
15.	その他のボランティア活動	27	1.7%
16.	特に参加していない	758	48.0%
17.	その他	22	1.4%



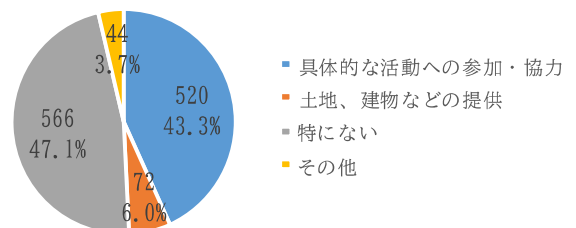
問13 ご近所やお住まいの地域の困りごとを解決していくため、あなたはどのような活動や取り組みが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1.	困りごとで悩んでいる人の相談	328	9.5%
2.	自分の家などを地域の活動場所として提供	27	0.8%
3.	地域のみんながふれあう場(行事)づくり	341	9.8%
4.	高齢者や障がいのある人の買い物や身の回りの手伝い	339	9.8%
5.	通院、外出時の付き添い・送迎の手伝い	280	8.1%
6.	障がいのある人の社会参画の手伝い	130	3.7%
7.	介護保険や障がい福祉サービス等を利用する際の契約支援	227	6.5%
8.	災害時の高齢者や障がいのある人の避難支援	356	10.3%
9.	子どもの居場所づくり(子ども食堂など)	228	6.6%
10.	子育ての手伝い、子育て相談	179	5.2%
11.	老人会、婦人会、子ども会の活動	166	4.8%
12.	まちの美化活動	209	6.0%
13.	地域の防犯活動	388	11.2%
14.	特にない	228	6.6%
15.	その他	37	1.1%



問14 あなたは、お住まいの地域をもっと住みやすくするために、どのような方法であれば地域の活動に関われますか。(あてはまるものすべてに○)

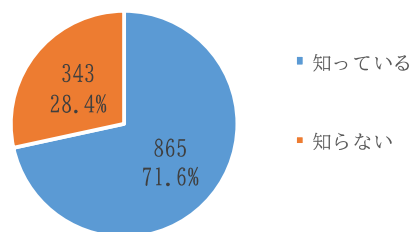
1.	具体的な活動への参加・協力	520	43.3%
2.	土地、建物などの提供	72	6.0%
3.	特にない	566	47.1%
4.	その他	44	3.7%



成年後見制度についておたずねします。

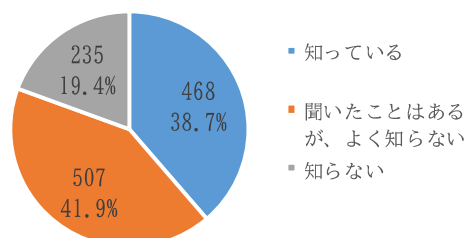
問15 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分になった人の家族や親族が、本人の財産を勝手に処分したり、預貯金を引き出したり使用する行為はできないことを知っていますか。(1つに○)

1.	知っている	865	71.6%
2.	知らない	343	28.4%



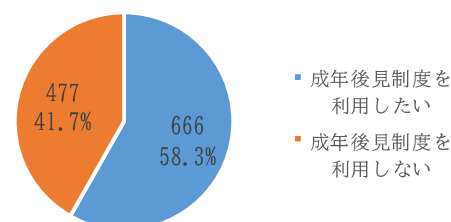
問16 判断力が不十分になった方が、社会で不利益や被害を受けることなく、地域で安心して住み続けるため、法的な行為を支援人（後見人など）が支援するしくみとして成年後見制度があります。成年後見制度を知っていますか。(1つに○)

1.	知っている	468	38.7%
2.	聞いたことはあるが、よく知らない	507	41.9%
3.	知らない	235	19.4%



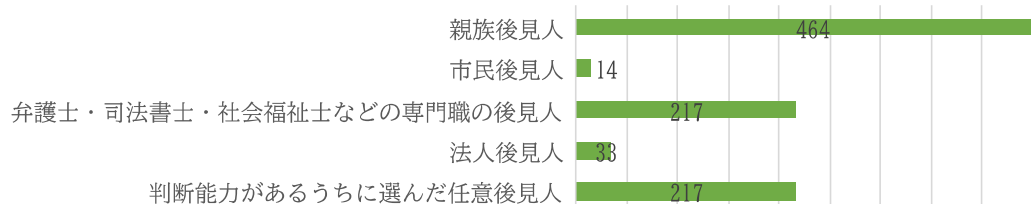
問17 もし、あなたの判断力が不十分になったとき、成年後見制度を利用したいと考えていますか。(1か2のどちらかに○)

1.	成年後見制度を利用したい	666	58.3%
2.	成年後見制度を利用しない	477	41.7%



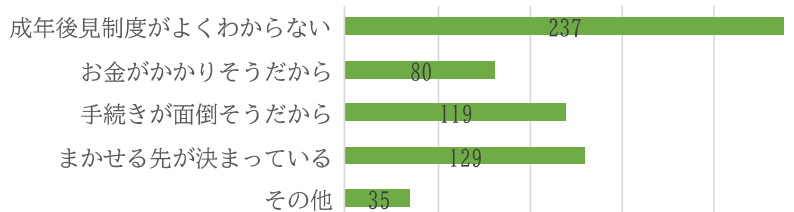
どのような人に後見人として支援してもらいたいですか。(ア～オのあてはまるものすべてに○)

ア.	親族後見人	464	49.1%
イ.	市民後見人	14	1.4%
ウ.	弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の後見人	217	23.0%
エ.	法人後見人	33	3.5%
オ.	判断能力があるうちに選んだ任意後見人	217	23.0%



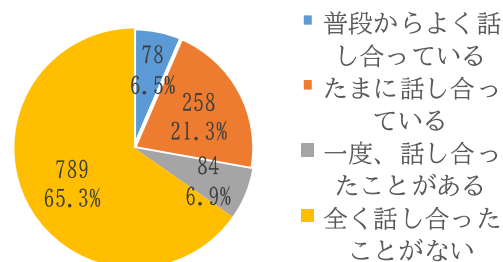
利用しない理由は何ですか。(カ～コのあてはまるものすべてに○)

カ.	成年後見制度がよくわからない	237	39.5%
キ.	お金がかかりそうだから	80	13.4%
ク.	手続きが面倒そうだから	119	19.8%
ケ.	まかせる先が決まっている	129	21.5%
コ.	その他	35	5.8%



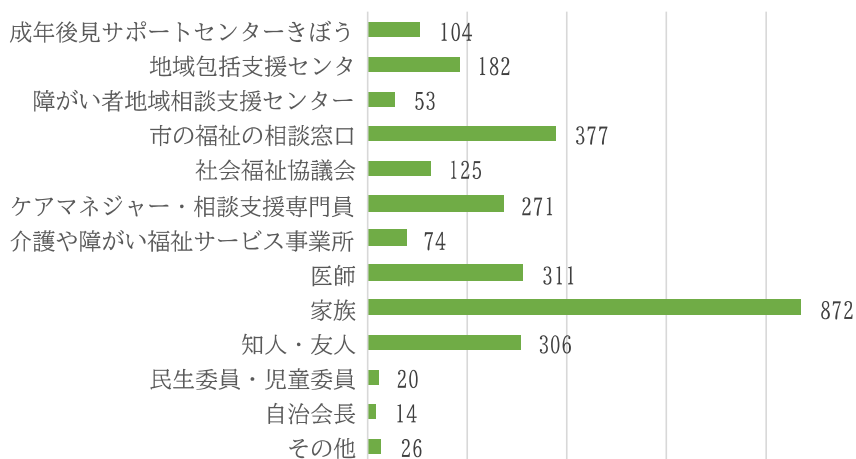
問18 あなたは、あなたの判断力が不十分になったときのことを、信頼できる人と話し合ったことがありますか。(1つに○)

1.	普段からよく話し合っている	78	6.5%
2.	たまに話し合っている	258	21.3%
3.	一度、話し合ったことがある	84	6.9%
4.	全く話し合ったことがない	789	65.3%



問19 もし、あなたや身近な人の判断力が不十分になったときは、どこに相談しようと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1.	成年後見サポートセンターきぼう	104	3.8%
2.	地域包括支援センター	182	6.7%
3.	障がい者地域相談支援センター	53	1.9%
4.	市の福祉の相談窓口	377	13.8%
5.	社会福祉協議会	125	4.6%
6.	ケアマネジャー・相談支援専門員	271	9.9%
7.	介護や障がい福祉サービス事業所	74	2.7%
8.	医師	311	11.4%
9.	家族	872	31.9%
10.	知人・友人	306	11.2%
11.	民生委員・児童委員	20	0.7%
12.	自治会長	14	0.5%
13.	その他	26	0.9%

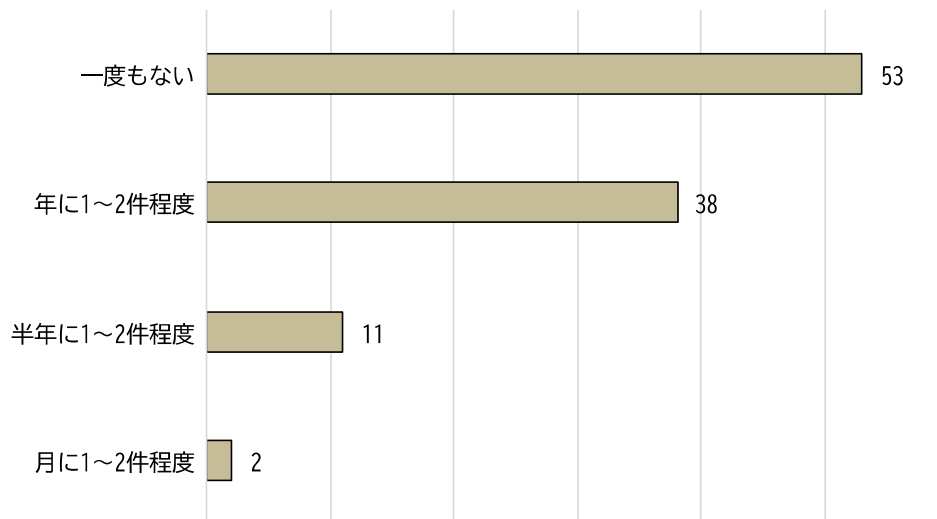


◎事業所アンケートまとめ

成年後見制度にかかる事業所アンケートの結果

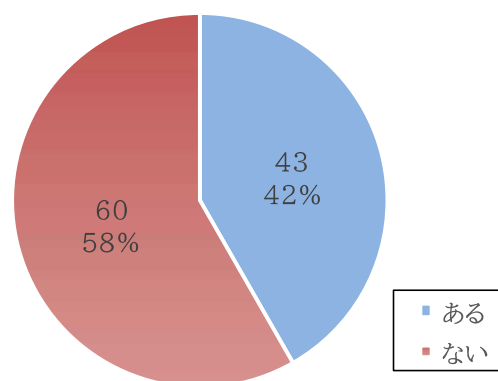
- ・ アンケート対象：伊勢市内の介護及び障がいサービス事業所等
- ・ アンケート発送数：350 か所（同一法人における異なる事業所を含む）
- ・ アンケート発送日：令和5年5月19日（金）
- ・ アンケート締切日：令和5年6月12日（月）
- ・ アンケート回答数：104 件
- ・ アンケート回収率：29.7%

問1. 貴事業所における、成年後見制度に関する相談をどの位の頻度で受けますか。

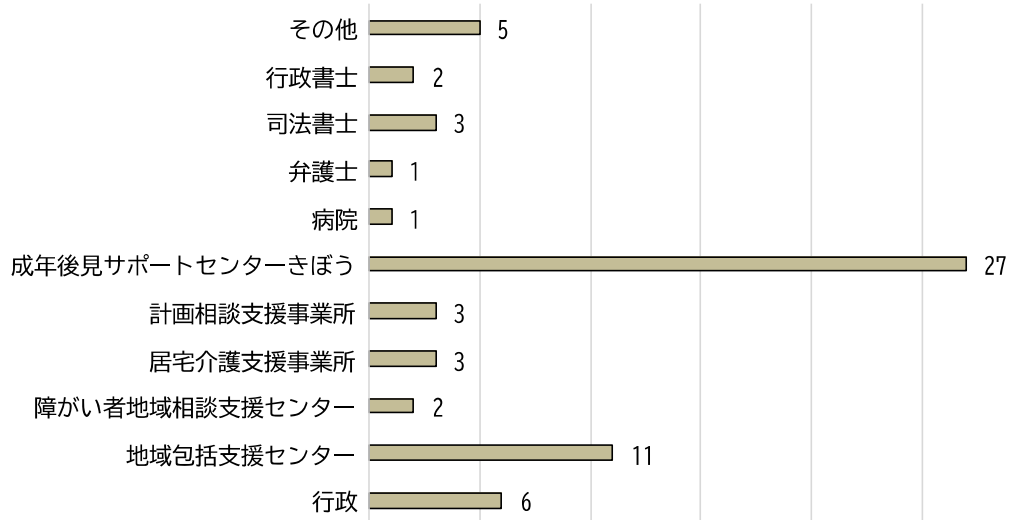


問2. あなたは、成年後見制度の利用に向けての支援を行ったことがありますか。

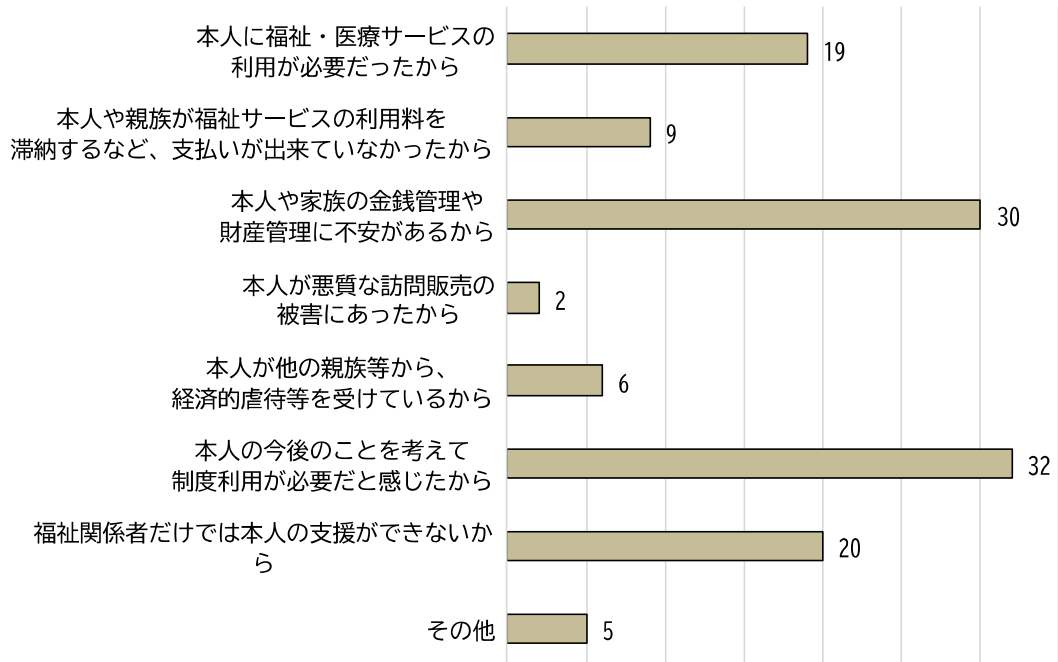
1.	ある	43	42%
2.	ない	60	60%



問3. あなたが利用支援をした方について、相談をつないだ先を教えてください。
(複数回答可)



問4. 利用支援をした方の成年後見制度利用のきっかけはどのようなことでしたか。
(複数回答可)



◎用語の解説

【あ行】

アウトリーチ

困り事があっても誰かに相談することができず、また、生活を続けるには援助が必要であるにもかかわらず、自ら声をあげることができない人や地域に専門職が直接訪問して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

いせ若者就業サポートステーション

仕事に就くことへの不安がある、人と話すのが苦手であるなどの理由で社会への第一歩を踏み出せないでいる若者や、そのことに関して心配している家族からの相談に対応する機関。

いせ就労チャレンジ☆カフェ

働きづらさを抱えた人の就労に向けたチャレンジのきっかけづくりとして、相談支援のほか、ボランティア体験・職場見学・就労体験等の実習の場を提供する機関。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標、通称「グローバル・ゴールズ」。2015年、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むため、国連において採択された「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた17の目標を指す。

NPO（エヌ・ピー・オー）

社会的な使命を達成することを目的とした、医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、あらゆる分野の市民活動団体等の民間非営利組織。「Non Profit Organization」の略。

【か行】

共生型サービス事業所

障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい者が共に利用できる福祉サービス事業所。

クラウドファンディング

ある目的、こころざし、プロジェクトなどの達成のため、インターネットサイトなどを通して、不特定多数の人に呼びかけ、共感した人から広く資金を集める方法。「crowd（群衆）」と「funding（資金調達）」を掛け合わせた造語。

ケアマネジャー

要介護者や要支援者の人の相談に応じ、また、サービスの利用者の希望や心身の状態等を考慮して、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成やサービスの調整・管理を行う。介護機関との連絡調整、保健・医療・福祉サービスの利用者や介護者の意思を尊重しつつ、サービスの利用支援や生活のケアを継続的に行う人。

（別名：介護支援専門員）

権利擁護

判断能力が不十分な人や自己防御が困難な人が不利益を被らないよう権利の主張や自己決定などの支援を行うこと。

高齢者会食会

70歳以上の独居高齢者を対象に、地域のボランティア等の協力により昼食を提供し、高齢者の孤立化を防止し地域での交流を図る事業。

こども食堂

地域のボランティア等が主体となり、子ども等に無料または低額で食事を提供する場。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、生活上の困りごとや不安を抱える人、自らSOS（助けを求める声）を発信できずにいる人に対し、相談内容や生活圏、人間関係等の環境面を重視しつつ、専門機関への橋渡しなどの援助を行う人。また、地域で課題を共有する場を設け、課題解決に向け地域住民、行政やさまざまな関係機関と連携しながら、地域独自の解決のしくみや社会資源の創出に向けた活動も行う人。

コミュニティワーカー（CW）

地域社会のさまざまな生活課題を解決するために、地域住民の主体性を高めながら、住民自らが主体的・組織的に取り組み、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークづくりを支援する人。

【さ行】

災害ボランティア

災害が発生した場合に被災地で支援活動を行うボランティア。

障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な拠点として、総合的な相談支援及び人材育成、障がい者虐待の防止等の業務を行う機関。

障がい者地域相談支援センター

地域で障害福祉サービスの利用援助や情報提供、専門機関の紹介などの支援を行う機関。

市民後見人

判断能力が不十分な人の暮らしを支えるため、市民後見人養成研修を受講する等して一定の知識や技術・態度を身につけた専門職や親族等でない地域住民であって家庭裁判所に成年後見人等として選任された人。

社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織として社会福祉法に基づき設置する機関。地域住民のほか、民生委員・児童委員や社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住みなれたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」の実現に向け、さまざまな福祉サービスやボランティア活動の相談・支援、福祉教育の支援など、地域の福祉活動の拠点としての役割を担う。

重層的支援体制整備事業

令和3年4月の社会福祉法の改正により、新たに創設された市町村の任意事業。①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級

に区分されている。障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部に分けられる。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者（就労状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）の抱える多様で複合的な生活課題に対し、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」を基軸に、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的に、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」をめざす事業。

生活サポートセンターあゆみ

制度の狭間にいる人や重層的な課題を持ち、生活に不安や困りごとを抱える人の相談に応じ、地域への訪問や関係機関との連携により、就労支援や家計相談支援などの経済的自立に向けた支援や、課題解決に向けた総括的な支援を行う機関。

生活支援員

日常生活自立支援事業において、支援計画に基づき、定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預貯金の出金による生活に必要な各種支払い等の援助を行う人。

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、生活支援・介護予防の担い手の発掘・養成など地域資源の開発やニーズとのマッチングなどを行う人。
（別名：地域支え合い推進員）

生活支援サポーター

地域での支え合い活動（生活支援、サロンや集いの場等の運営）に必要な知識や技術の習得を目的にした生活支援サポーター養成講座を受講した人。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

成年後見サポートセンターきぼう

成年後見制度の普及・啓発、成年後見制度に関する相談に対応し、成年後見制度を利用するための手続き・申立・後見活動等への支援を行う機関。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。家庭裁判所が選任した成年後見人などは、財産管理（本人の財産の維持や管理）と身上保護（衣食住などの生活に関する手配や療養・介護などの手配）を行う。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

【た行】

地域共生社会

制度・分野の縦割りや、支え手・受け手という関係を超え、住民や地域のさまざまな主体がそれぞれの役割をもって地域づくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、高齢者、障害のある人、子どもなど住民の一人ひとりが尊厳をもってその人らしい暮らしを住み慣れた地域で続けられる社会。

地域生活定着促進事業

高齢、障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設退所後、福祉サービス等を利用できるようにするなど地域生活への定着を支援する事業。

地域包括支援センター

地域の高齢者の健康保持及び生活の安定のため、保健医療の向上と福祉増進を包括的に支援する、地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師の3職種スタッフにより、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」、「総合相談・支援」、「虐待防止・権利擁護」を行う機関。介護だけでなく、医療、保健などさまざまな領域の関係機関と連携し、高齢者が住みなれた地域で自立した

生活を送るため、適切なサービスが受けられるよう包括的に支援を行っている。

超短時間雇用

障がいや勤務時間に制約があるなどの理由で長時間の就労が難しい人に、週 20 時間未満の短時間就労（1 日 15 分、週 1 回など）を提供する新しい働き方のモデル。企業の人手不足の解消や、業務効率の改善、日々の業務が忙しく「いつかやりたい」と思っていた業務に取り組むチャンスが生まれるなど、企業にとってもメリットのある雇用形態。

つながりサポートリスト

令和 4 年度「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」（内閣官房）の採択を受け作成。相談内容別（お金・住まい、仕事、子ども・子育て、高齢・介護、障がいなど）で相談先をまとめてあり、孤独・孤立に悩む人が「だれか」に「どこかに」つながるための相談窓口リスト。

【な行】

夏休みちょこっと福祉体験

小学生から高校生を対象に、思いやりのある心を育て、福祉への関心を高めることを目的に福祉体験の場を提供する事業。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

任意後見制度

高齢などにより判断能力が不十分になる前に、将来に備えて自分で選んだ人（任意後見人）に支援の内容を契約で決めておく制度。判断能力が不十分になった場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選出されて初めて任意後見契約の効力が生じる。

【は行】

ひきこもり地域支援センターつむぎ

ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に応じ、日常生活の自立に向けた支援や、本人・家族が安心して過ごせる「居場所」の提供、就労に向けたボランティア体験・職場体験など、一人一人の状況に応じた支援を行う機関。

ひきこもりサポーター

ひきこもりについての基本的な知識、理解を習得する講座を受講後、ひきこもり状態にある人の居場所や家族交流会の運営、就労体験支援、当事者一人ひとりに合った個別支援などを行うボランティア。

フードドライブ

各家庭や企業等で余っている食品を活用するため、食品の寄付を受け、支援を必要としている世帯や支援団体に無償で提供する活動。

福祉体験学習

小中学校、高校、専門学校、大学、企業等を対象に、福祉、ボランティアについての関心・理解を高める事業。

福祉出前講座

地域の団体等を対象に、ボランティアセンター地域貢献登録企業・団体や社会福祉協議会が実施する福祉に関する講座。

福祉なんでも相談所

身近な地域で、気軽に立ち寄り、日常生活での困りごとや心配ごと、どこに相談したら良いか分からないといった福祉に関する相談ができる場所。伊勢市社会福祉協議会の各支所とイオンタウン伊勢ララパークのげんこころ一むをはじめ、薬局、郵便局、まちづくり協議会の事務所などに設置されている。

ふれあい・いきいきサロン

高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など幅広い分野、世代の人が、身近な地域で気軽に仲間づくりや生きがいを進め、いつまでもいきいきと暮らすことができるよう住民主体で取り組む交流活動。

法人後見

社会福祉協議会などの法人が組織的に財産管理や身上保護を行う制度。家庭裁判所がその法人の事業内容、本人との利害関係有無などを審査した上で選任する。

募金百貨店プロジェクト

赤い羽根共同募金の一環として、民間事業者が寄付つき商品の売り上げの一部を赤い羽根共同募金に寄付することで、民間事業者の地域社会への参画を募集する活動。地域で活動している企業等の参加による「企業～地域住民～共同募金」の新たな地域の関係づくり、社会資源の確保の手法の一つ。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、ボランティア活動をしたい人と支援の必要な人をつなげる機関。ボランティア活動、市民活動を広く推進するための研修会や講習会等の開催、小中高等学校等における福祉教育の支援等、地域福祉の活動拠点としての役割を果たす。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員」は民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け市町村に置かれた無報酬の非常勤特別職の地方公務員。それぞれの地域と市や社会福祉協議会などの関係機関とのパイプ役として、生活上の様々な問題を抱えている人の相談・援助にあたる。また、民生委員は児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねることとされている。児童及び妊産婦の保護・保健などに関する援助を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力するなどの活動を行う。このほか、民生委員・児童委員の中から「主任児童委員」が指名され、児童福祉を専門に担当する。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が出てしまうことがある。

【ら行】

療育手帳

知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。障がいの程度は、重い方からA判定がA1、A2、B判定がB1、B2と記載される。

伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について

1 対象施設

(1) 名称	伊勢市立伊勢図書館	伊勢市立小俣図書館
(2) 所在地	伊勢市八日市場町13番35号	伊勢市小俣町本町2番地
(3) 主要施設	閲覧室、書庫、学習室、視聴覚室、ギャラリー、ふるさと文庫	閲覧室、書庫、学習室、視聴覚室、ギャラリー、ホール、歴史民俗資料室

2 指定管理候補者

団体名 株式会社 図書館流通センター
代表者 代表取締役 谷一 文子
住所 東京都文京区大塚三丁目1番1号

3 指定期間 令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日 5年間

4 公募状況

申請者数 1社
・株式会社 図書館流通センター

5 選定委員

(敬称略)

氏名	所属
岡野 裕行	皇學館大学文学部国文学科（准教授）
村下 陽子	伊勢市図書館協議会（委員）
鬼藤千代子	伊勢市子ども読書活動推進会議（副会長）
仲野 靖	税理士（東海税理士会伊勢支部）
富永健太郎	三重県立図書館（館長）

6 選定までの経過

実施日等	事項
令和5年8月3日～8月18日	募集要項配布
8月21日	指定管理者選定にかかる現地説明会 2社参加
8月15日～8月25日	質問書受付
8月31日	質問回答
8月28日～9月22日	応募受付
10月6日	第1次審査（書類審査） 1社
10月13日	第2次審査（公開プレゼンテーション審査） 1社
10月31日	選定結果通知

伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について

1 対象施設

- (1) 名称 伊勢市生涯学習センター
(2) 所在地 伊勢市黒瀬町562番地12
(3) 主要施設 多目的ホール、絵画室、工芸室、調理室、和室、学習室、研修室
文化交流室、パソコン室

2 指定管理候補者

- 団体名 特定非営利活動法人 まなびの広場
代表者 理事長 岡島 久美子
住所 伊勢市二見町松下1349番地164

3 指定期間 令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日 5年間

4 公募状況

- 申請者数 1社
・特定非営利活動法人 まなびの広場

5 選定委員 (敬称略)

氏名	所属
山田 康彦	三重大学(名誉教授)
北河 新松	伊勢市社会教育委員(副委員長)
竜田 和代	伊勢市女性団体連絡協議会(会長)
西田 弘哉	税理士(東海税理士会伊勢支部)
宮路 正弘	三重県生涯学習センター(所長)

6 選定までの経過

実施日等	事項
令和5年8月3日～8月18日	募集要項配布
8月22日	指定管理者選定にかかる現地説明会 1社参加
8月15日～8月25日	質問書受付
8月31日	質問回答
8月28日～9月22日	応募受付
10月3日	第1次審査(書類審査) 1社
10月11日	第2次審査(公開プレゼンテーション審査) 1社
10月31日	選定結果通知

総務政策委員協議会 資料4
令和5年11月22日
担当:二見総合支所生活福祉課

教育民生委員協議会 資料8
令和5年11月21日
担当:教育委員会事務局社会教育課

産業建設委員協議会 資料6
令和5年11月20日
担当:産業観光部農林水産課

公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について

施設類型別計画に基づき、市が公共施設として所有している公民館等集会施設(以下「集会施設」という。)を地元自治会、町会、区等(以下「自治会等」という。)に譲渡するにあたっての基本的な方針を次のとおりとします。

1 譲渡にあたっての基本的な考え方

(1) 市が所有する集会施設の建物及び土地については、一定期間※、現行の用途を継承することを条件とした上で、自治会等へ無償で譲渡する。

※ 一定期間：引き渡し日から10年間または、国の補助金の交付を受けている場合の財産処分制限期間と比較して、いずれかの長い期間とする。

(2) 自治会等は、譲渡にあたって、財産を所有できる法人格(認可地縁団体等)を取得することとする。

2 建物修繕等について

(1) 譲渡にあたっての建物修繕

市において、譲渡前に施設の安全性及び機能維持等に必要な修繕を実施

(2) 譲渡後の建物修繕、解体等

自治会等が実施する修繕等については、「伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱」(市民交流課所管)による補助金の利用が可能
(解体費用については、要綱改正し1/2補助対象とする。)

3 自治会等への譲渡が困難な場合の対応

公共施設としての用途は廃止するが、自治会等が引き続き施設の使用を希望する場合は、「管理主体変更」により、建物が使用できる間は、自治会等へ無償で貸し付けることができる。

管理主体変更にあたっては、施設の安全性を確保するための修繕を市が行うが、その後の修繕は、全て自治会等において行うこととする。

4 譲渡等の時期について

自治会等における譲渡等の意思決定については、令和6年度中を基本とするが、意思決定に時間を要することが見込まれる場合には、最長3年間延長(令和9年度中)できるとし、その後、事務手続き及び建物修繕等を完了した後に譲渡を完了する。

〈参考〉

区分	建物所有	法人格	譲渡等にあたっての修繕	譲渡等後の修繕	解体費用
譲渡	自治会等	要	安全性及び機能維持	補助対象	1/2補助
管理主体変更	市	不要	安全性の確保	補助なし	不要

対象施設一覧

NO	名称	認可 地縁団体	補助	制限等 期間	経過 年数	建築 年月	構造	所管課	総務 政策	教育 民生	産業 建設
1	三津コミュニティセンター				30	H5.3	S	二見総合支所 生活福祉課	○		
2	江コミュニティセンター				27	H8.1	RC	二見総合支所 生活福祉課	○		
3	西コミュニティセンター	○			23	H12.3	RC	二見総合支所 生活福祉課	○		
4	光の街コミュニティセンター	○			20	H15.3	S	二見総合支所 生活福祉課	○		
5	今一色コミュニティセンター	○			13	H21.11	RC	二見総合支所 生活福祉課	○		
6	村松町民会館	○	防衛	60	43	S54.11	RC	社会教育課		○	
7	東豊浜町土路区町民会館	○	防衛	60	43	S55.3	RC	社会教育課		○	
8	西豊浜町上区町民会館	○	防衛	60	43	S55.3	RC	社会教育課		○	
9	柏町民会館	○	防衛	60	42	S56.3	RC	社会教育課		○	
10	船江会館				41	S57.4	S	社会教育課		○	
11	坂東会館		防衛	60	40	S58.3	RC	社会教育課		○	
12	有滝町民会館	○	防衛	60	39	S59.3	RC	社会教育課		○	
13	小川町民会館	○	防衛	60	35	S63.3	RC	社会教育課		○	
14	田尻町民会館		防衛	60	27	H8.3	RC	社会教育課		○	
15	辻久留台会館	○	防衛	60	26	H9.3	RC	社会教育課		○	
16	昭和苑会館		防衛	60	25	H10.3	RC	社会教育課		○	
17	檜原町民会館	○	防衛	60	24	H11.3	RC	社会教育課		○	
18	東大淀町民会館	○	防衛	60	22	H13.3	RC	社会教育課		○	
19	植山町民会館	○	防衛	50	20	H15.3	RC	社会教育課		○	
20	明野公民館		防衛	60	46	S52.3	RC	社会教育課		○	
21	湯田公民館		防衛	60	43	S55.4	RC	社会教育課		○	
22	小俣北部公民館	○	防衛	60	41	S57.3	RC	社会教育課		○	
23	宮前公民館		防衛	60	24	H11.3	RC	社会教育課		○	
24	上惣公民館		防衛	60	24	H11.3	RC	社会教育課		○	
25	溝口会館		防衛	60	28	H7.3	RC	社会教育課		○	
26	高畑公民館		文科	60	45	S53.3	RC	社会教育課		○	
27	下小俣公民館	○	文科	40	32	H2.12	S	社会教育課		○	
28	小林公民館				46	S52.4	RC	社会教育課		○	
29	新高公民館		文科	60	42	S56.3	RC	社会教育課		○	
30	高向公民館	○	文科	60	42	S56.1	RC	社会教育課		○	
31	王中島公民館	○	文科	60	41	S57.3	RC	社会教育課		○	
32	上條公民館	○			41	S57.3	RC	社会教育課		○	
33	新開公民館	○	文科	60	40	S58.1	RC	社会教育課		○	
34	下長屋公民館	○			40	S58.1	RC	社会教育課		○	
35	上長屋公民館	○			39	S59.3	RC	社会教育課		○	
36	中長屋公民館	○			39	S59.2	RC	社会教育課		○	
37	上條公民館分館	○			28	H7.3	S	社会教育課		○	
38	二見健康管理増進センター		水産	24	28	H7.1	木造	農林水産課			○